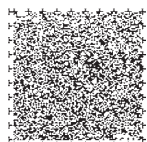
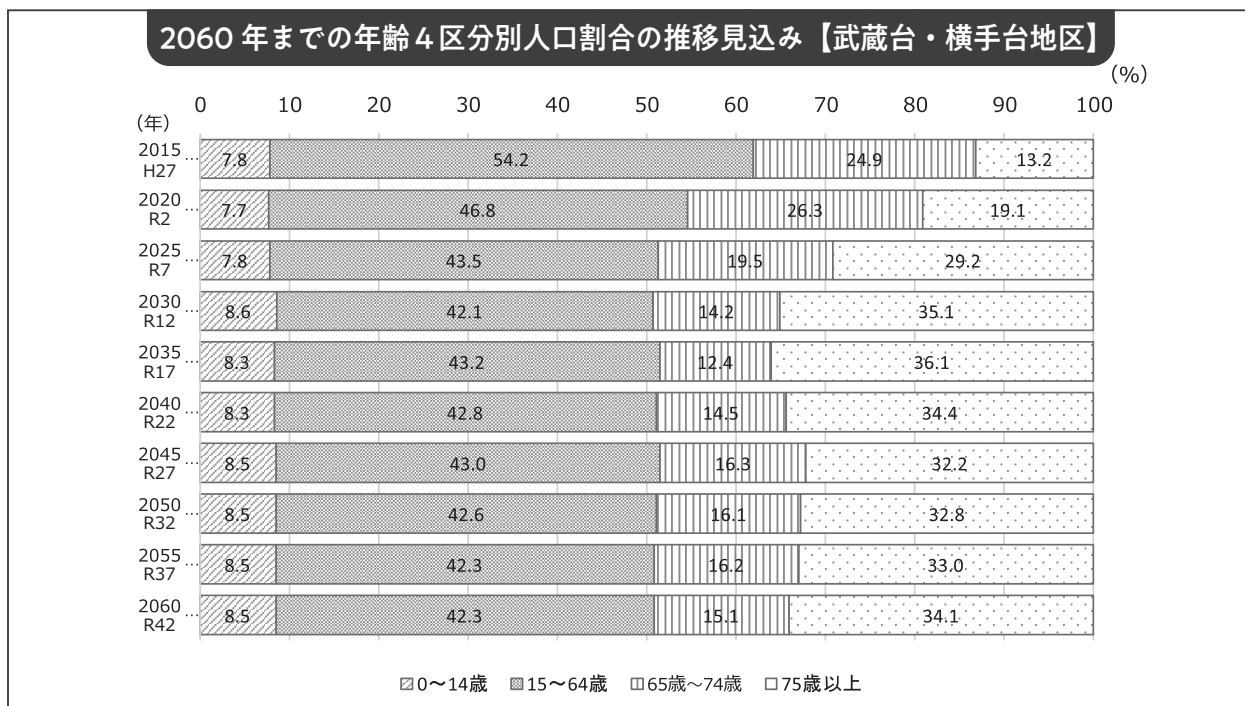
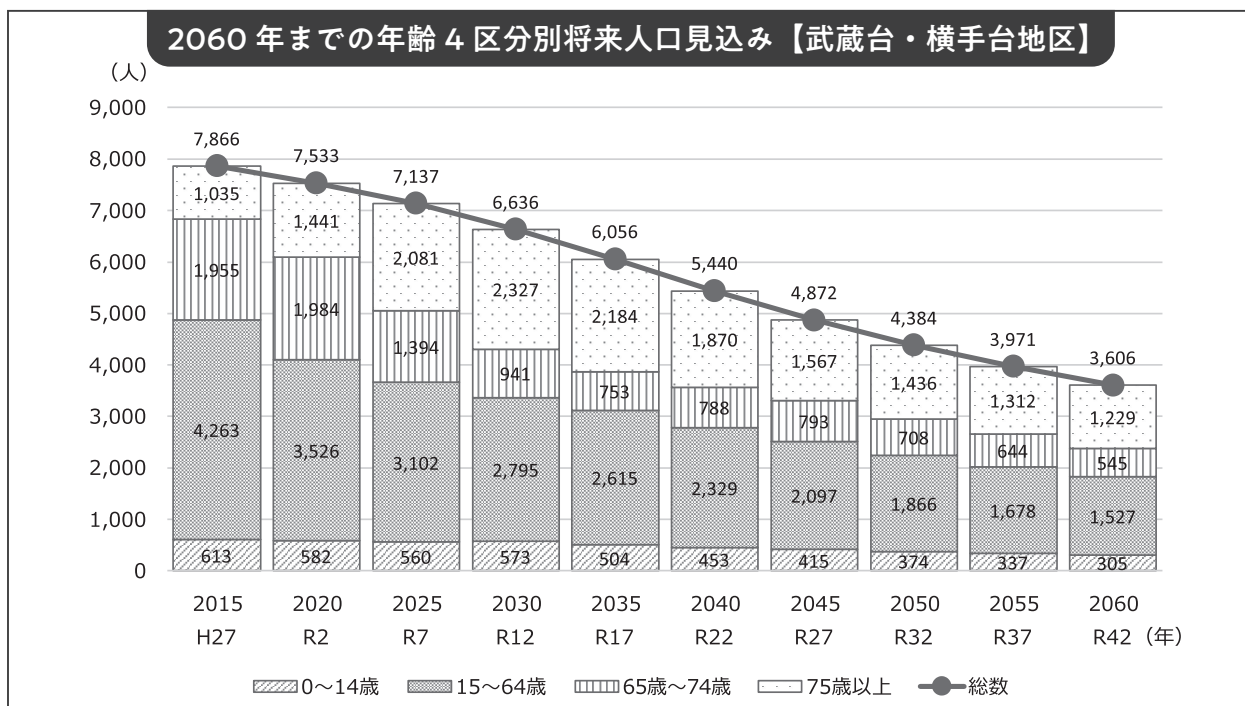


6. 地区別人口推計

(1) 武蔵台・横手台地区

武蔵台・横手台地区の人口は、平成 27 年（2015 年）に 7,866 人であり、令和 7 年（2025 年）に 7,137 人、令和 12 年（2030 年）に 6,636 人と人口減少が進むことが見込まれます。令和 42 年（2060 年）の人口 3,606 人は、平成 27 年（2015 年）の約 46% まで減少します。

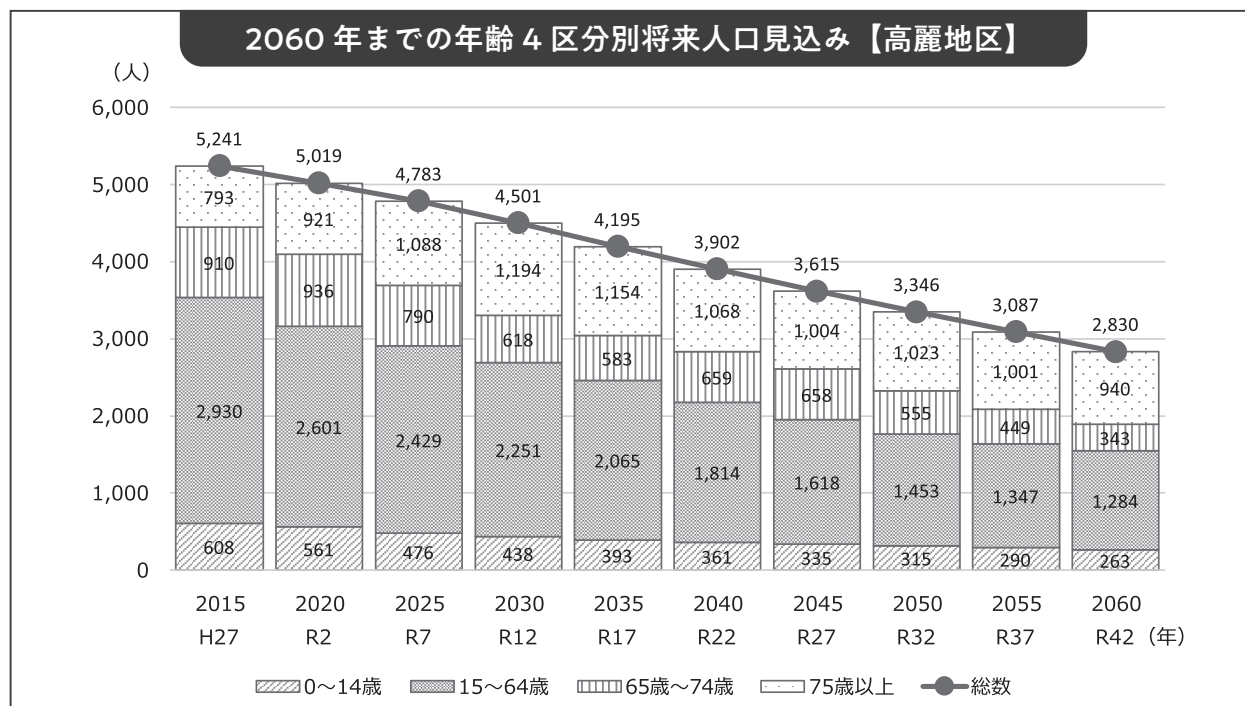
年齢別の構成割合を見ると、平成 27 年（2015 年）に比べて 0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口の割合が増加していきます。増加していく老年人口の割合は、令和 7 年（2025 年）以降 48% を超えて推移することが見込まれています。



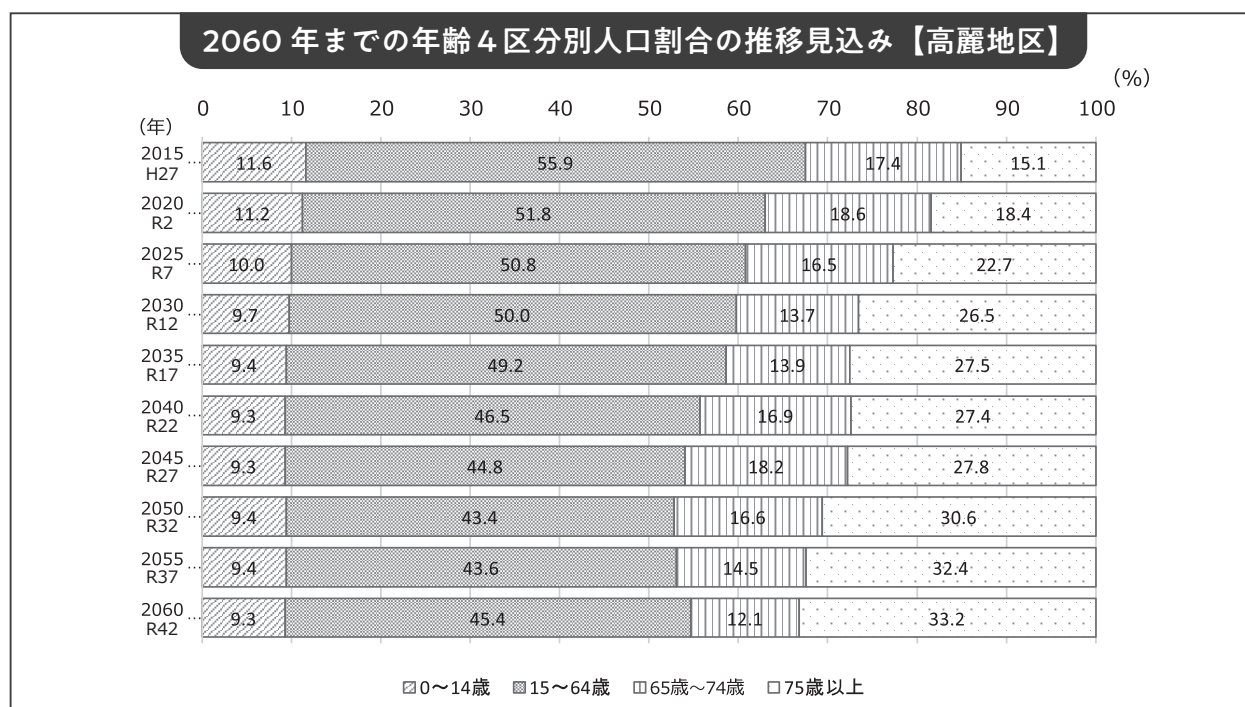
(2) 高麗地区

高麗地区の人口は、平成 27 年（2015 年）に 5,241 人であり、令和 7 年（2025 年）に 4,783 人、令和 12 年（2030 年）に 4,501 人となり人口減少が進むことが見込まれます。令和 42 年（2060 年）の人口 2,830 人は、平成 27 年（2015 年）の約 54% まで減少します。

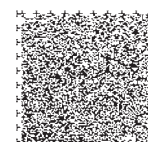
年齢別の構成割合を見ると、平成 27 年（2015 年）に比べて 0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口の割合が増加していきます。増加していく老年人口の割合は、令和 12 年（2030 年）に 40% を超え、令和 27 年（2045 年）には 45% を超えることが見込まれています。



出典：社人研



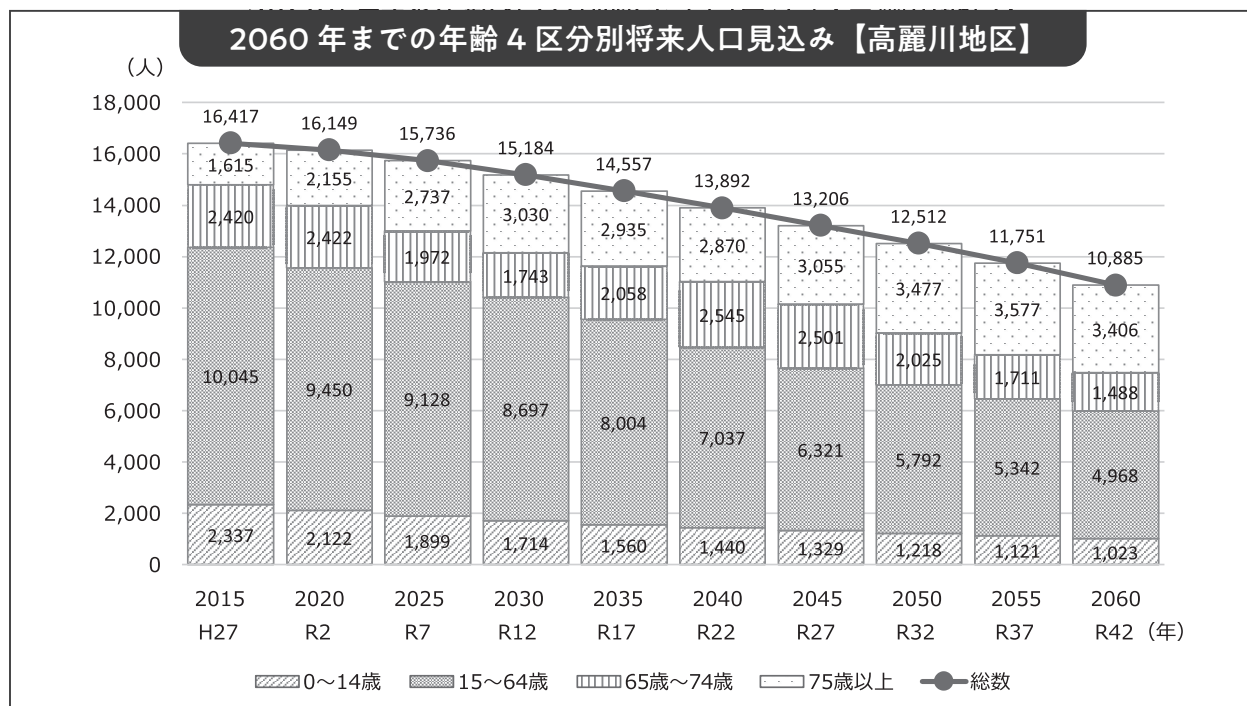
出典：社人研



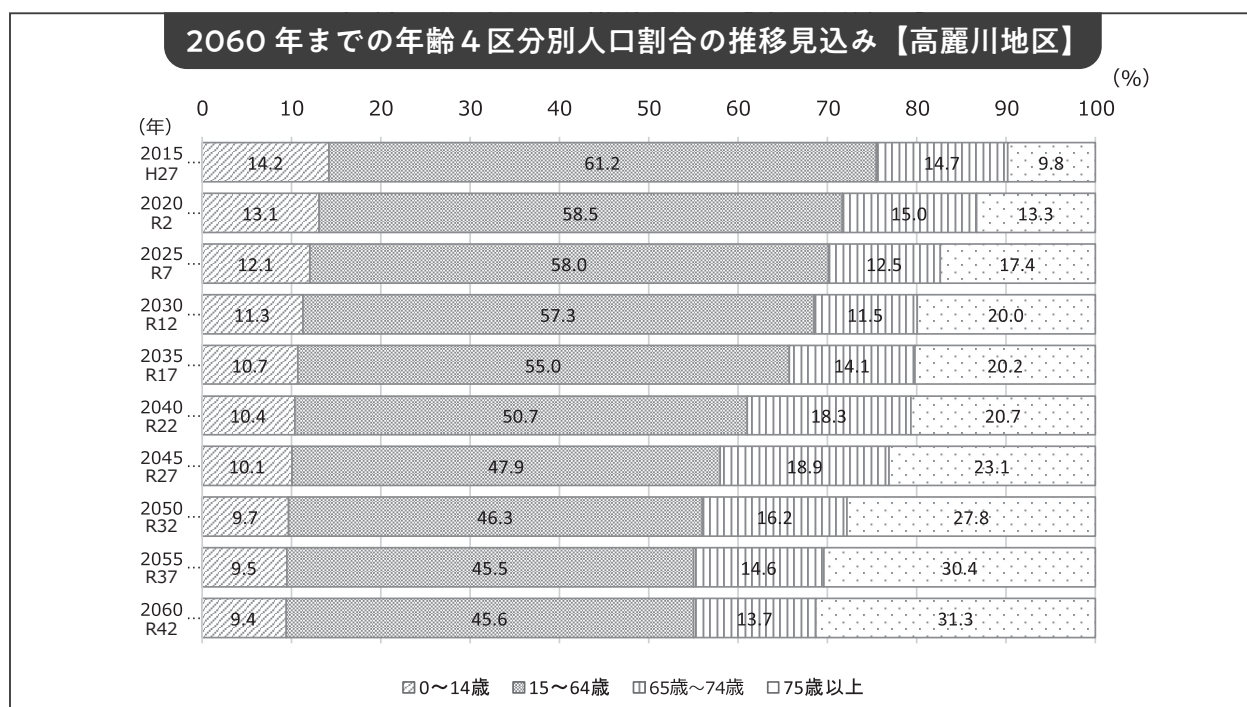
(3) 高麗川地区

高麗川地区の人口は、平成 27 年（2015 年）に 16,417 人であり、令和 7 年（2025 年）に 15,736 人、令和 12 年（2030 年）に 15,184 人と人口減少が進むことが見込まれます。令和 42 年（2060 年）の人口 10,885 人は、平成 27 年（2015 年）の約 66%まで減少します。

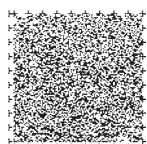
年齢別の構成割合を見ると、平成 27 年（2015 年）に比べて 0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口の割合が増加していきます。増加していく老年人口の割合は、令和 12 年（2030 年）に 30%を超え、令和 32 年（2050 年）以降は約 45%で推移することが見込まれています。



出典：社人研



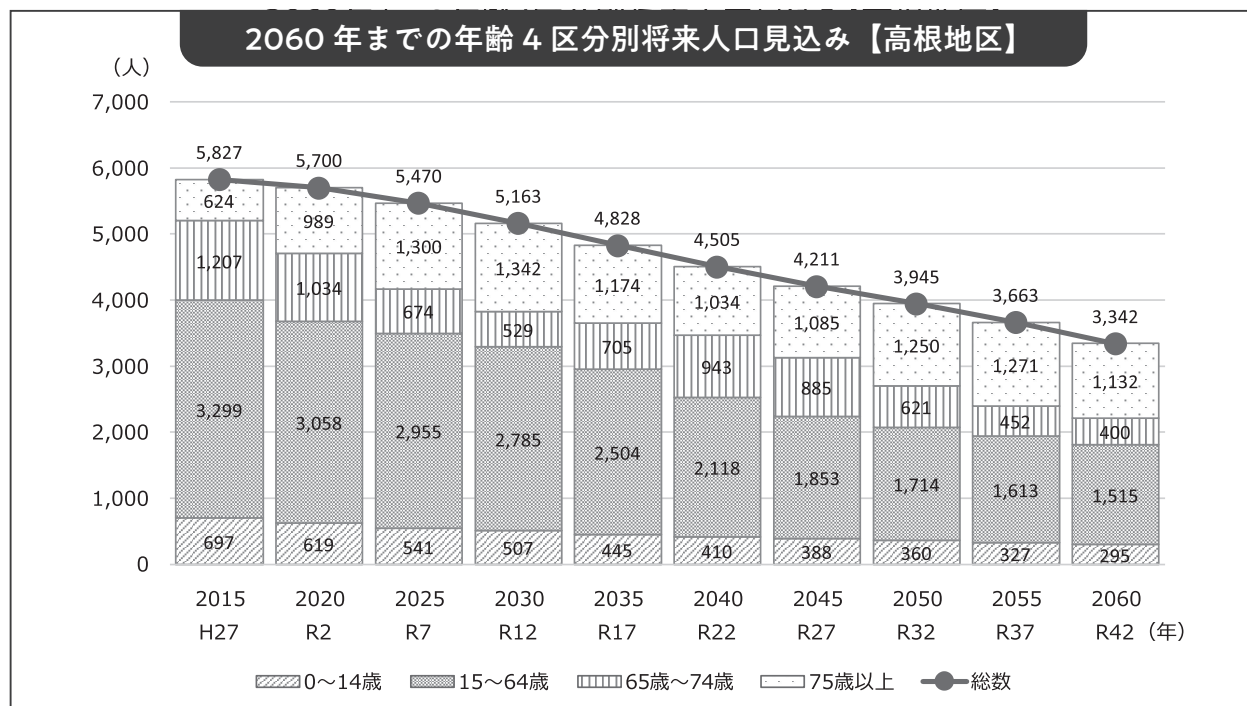
出典：社人研



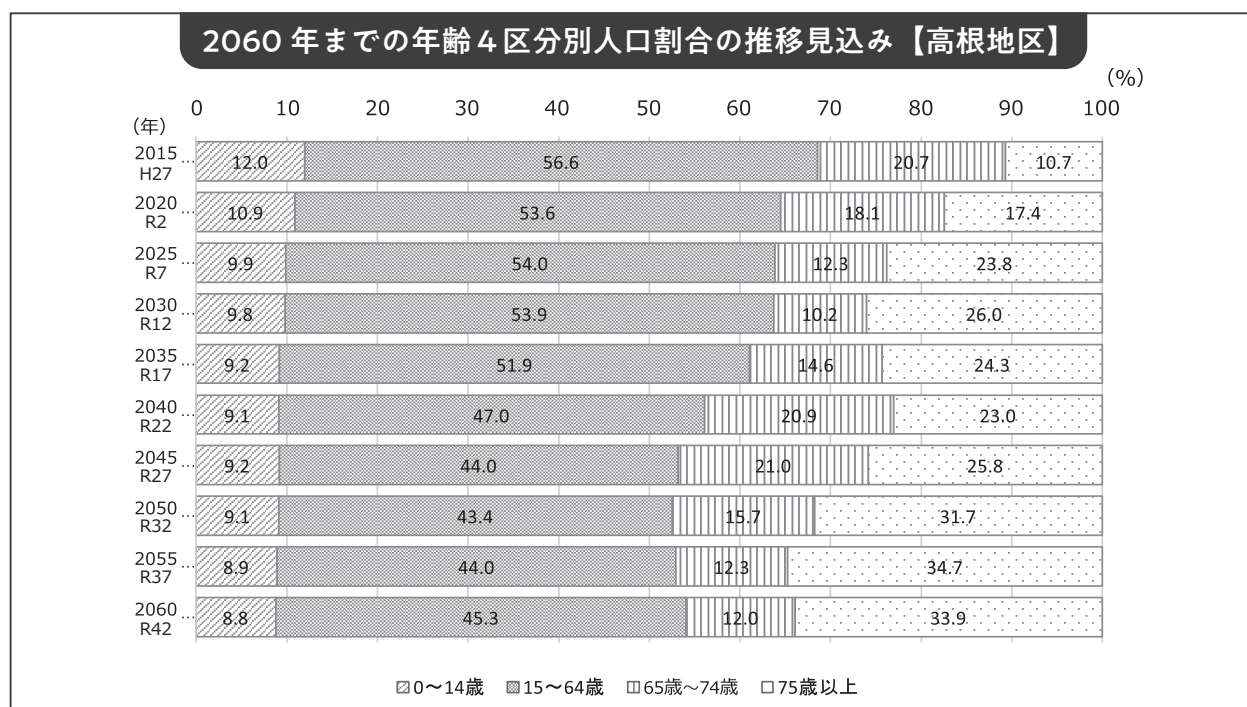
(4) 高根地区

高根地区の人口は、平成 27 年（2015 年）に 5,827 人であり、令和 7 年（2025 年）に 5,470 人、令和 12 年（2030 年）に 5,163 人と人口減少が進むことが見込まれます。令和 42 年（2060 年）の人口 3,342 人は、平成 27 年（2015 年）の約 57%まで減少します。

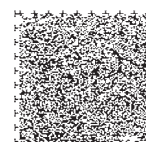
年齢別の構成割合を見ると、平成 27 年（2015 年）に比べて 0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口の割合が増加していきます。増加していく老年人口の割合は、令和 22 年（2040 年）に 40%を超え、令和 27 年（2045 年）以降は 45%を超えて推移することが見込まれています。



出典：社人研



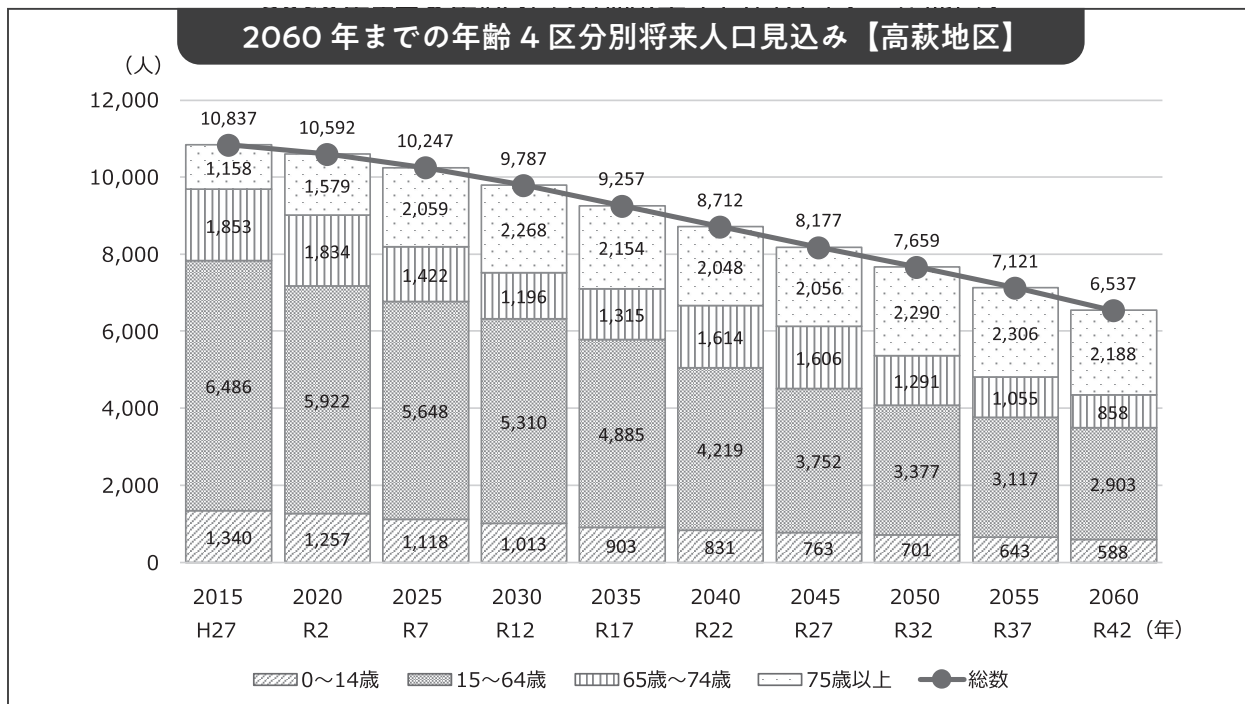
出典：社人研



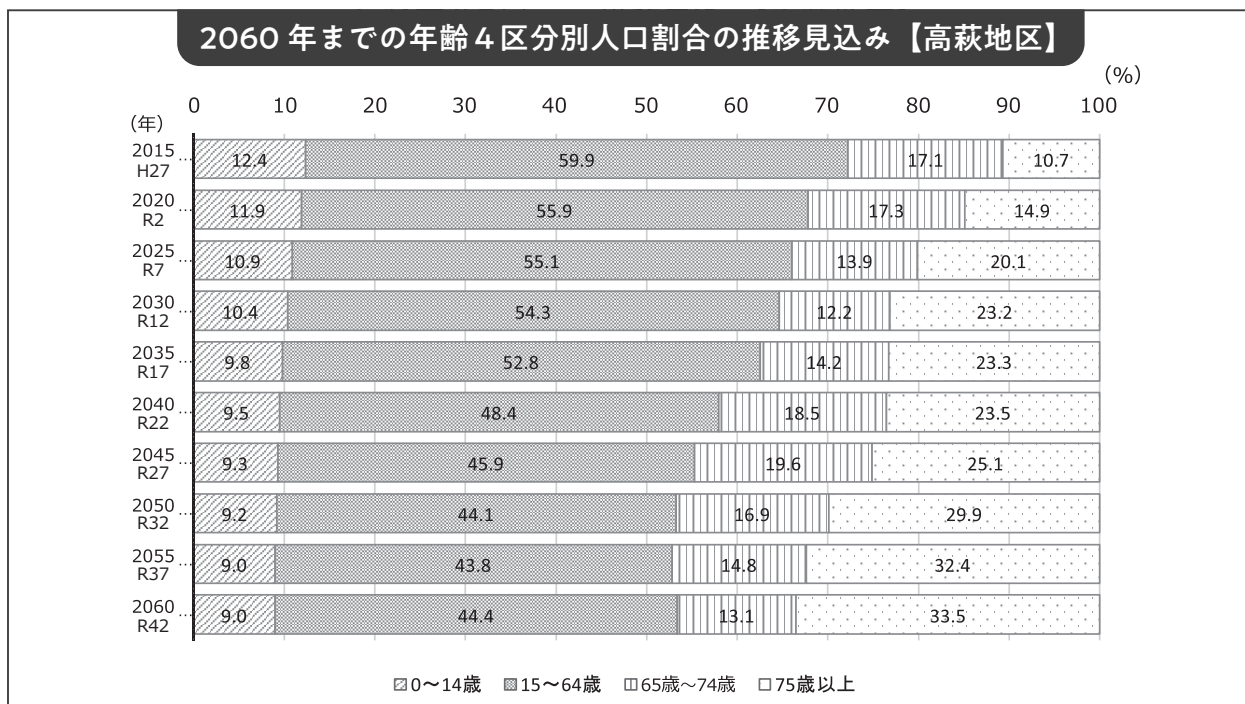
(5) 高萩地区

高萩地区の人口は、平成 27 年（2015 年）に 10,837 人であり、令和 7 年（2025 年）に 10,247 人、令和 12 年（2030 年）に 9,787 人と人口減少が進むことが見込まれます。令和 42 年（2060 年）の人口 6,537 人は、平成 27 年（2015 年）の約 60% まで減少します。

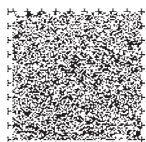
年齢別の構成割合を見ると、平成 27 年（2015 年）に比べて 0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口の割合が増加していきます。増加していく老年人口の割合は、令和 22 年（2040 年）に 40% を超え、令和 27 年（2045 年）には約 45% に達することが見込まれています。



出典：社人研



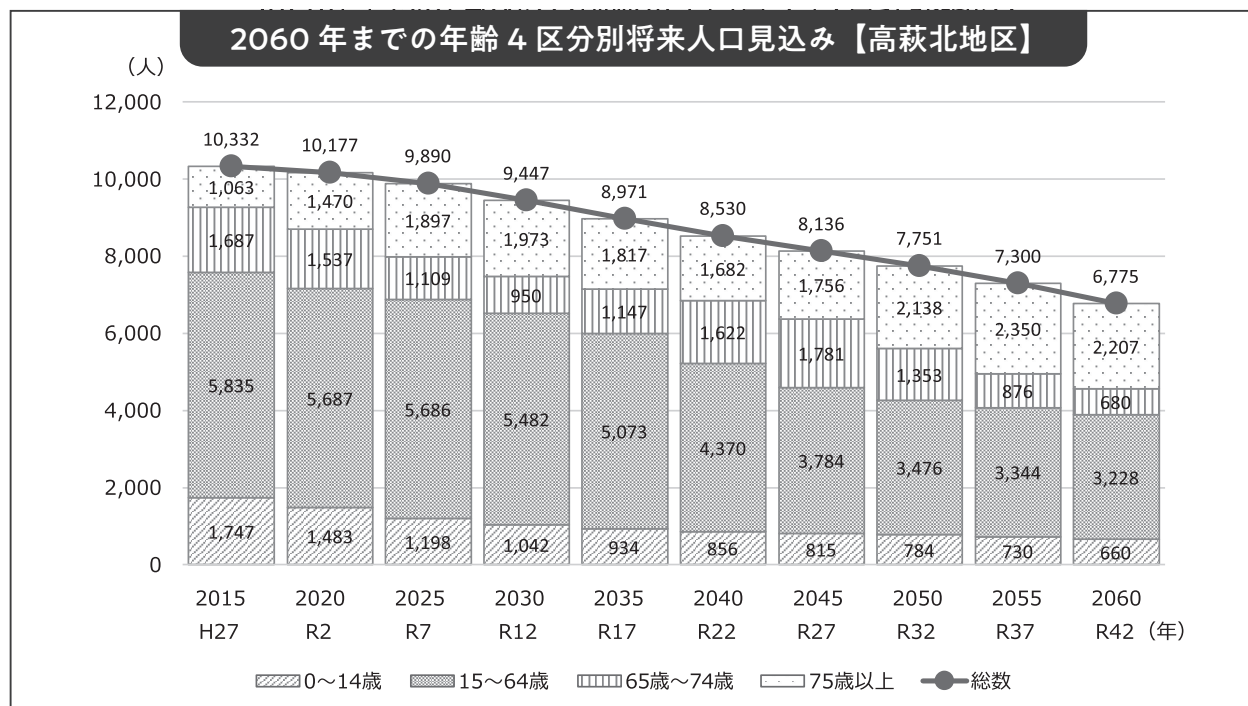
出典：社人研



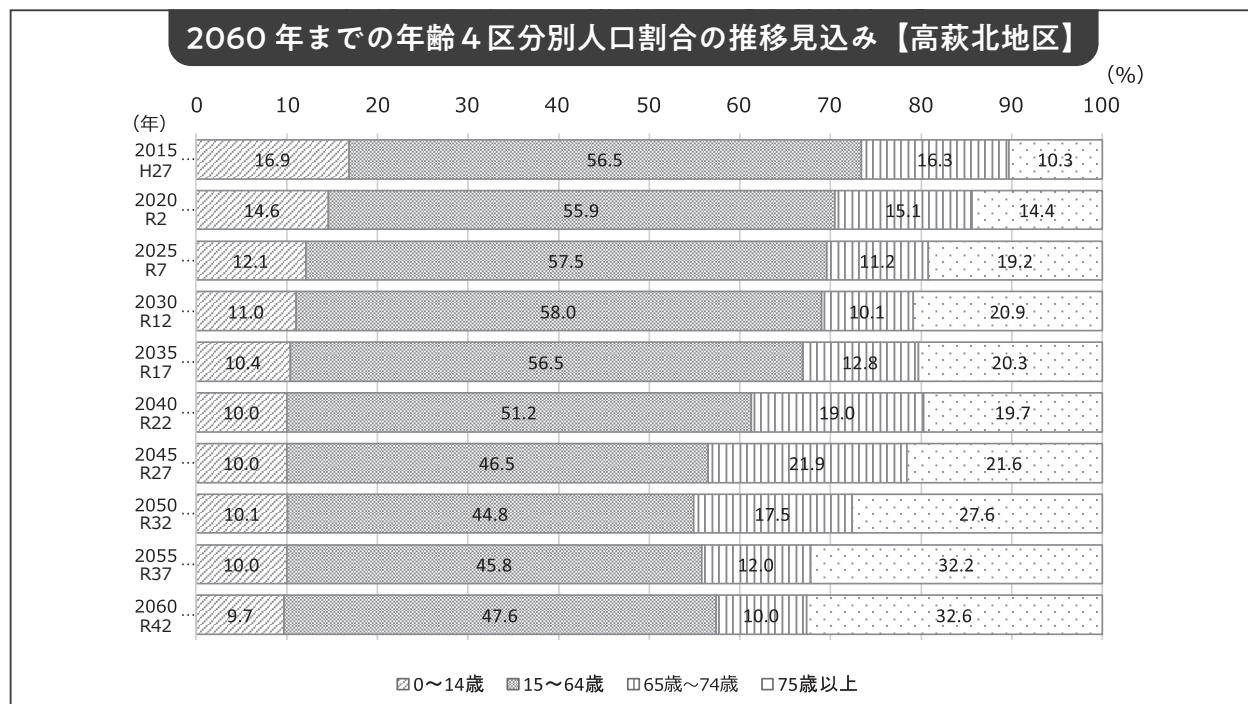
(6) 高萩北地区

高萩北地区の人口は、平成 27 年（2015 年）に 10,332 人であり、令和 7 年（2025 年）に 9,890 人、令和 12 年（2030 年）に 9,447 人と人口減少が進むことが見込まれます。令和 42 年（2060 年）の人口 6,775 人は、平成 27 年（2015 年）の約 66% まで減少します。

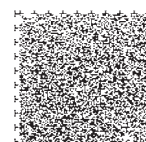
年齢別の構成割合を見ると、平成 27 年（2015 年）に比べて 0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口の割合が増加していきます。増加していく老年人口の割合は、令和 7 年（2025 年）に 30% を超え、令和 27 年（2045 年）には 40% を超えることが見込まれています。



出典：社人研



出典：社人研



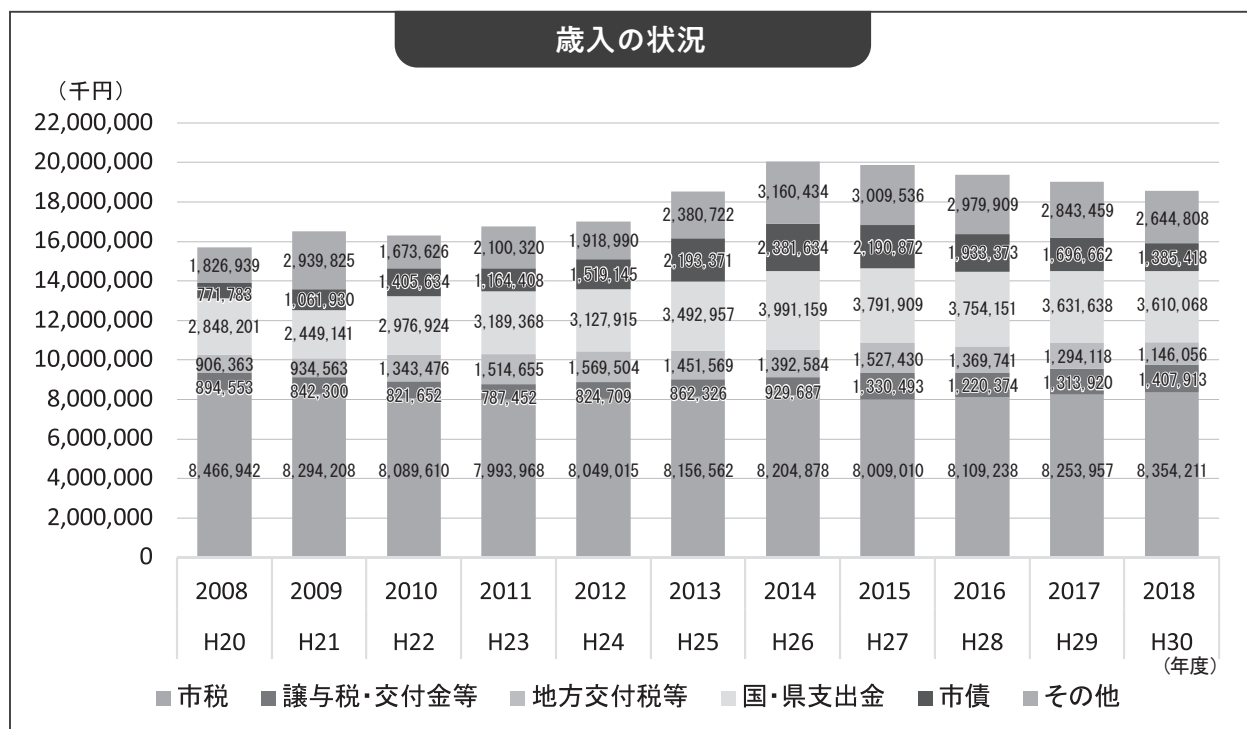
7. 日高市の財政状況

(1) 歳入歳出の状況

① 歳入の状況

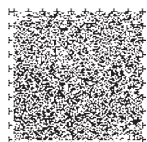
平成 20 年度から平成 30 年度までの普通会計決算における本市の歳入（収入）と歳出（支出）を見ると、歳入規模は平成 20 年度の約 157 億 1,500 万円から、地方交付税の増加、扶助費などの増加に伴う国・県支出金の増加、公共施設の整備に伴う市債発行額の増加などにより徐々に増加し、平成 26 年度には、高麗川駅西口土地区画整理事業の清算金収入などもあって約 200 億 6,000 万円となっています。平成 26 年度以降は、市債発行額の減少などにより年々減少し、平成 30 年度は約 185 億 4,800 万円となっています。

市の主要な財源である市税については、経済情勢などにより増減はあるものの、おおむね 80 億円から 85 億円の間で推移しており、歳入総額に対して 40%から 54%の割合を占めています。



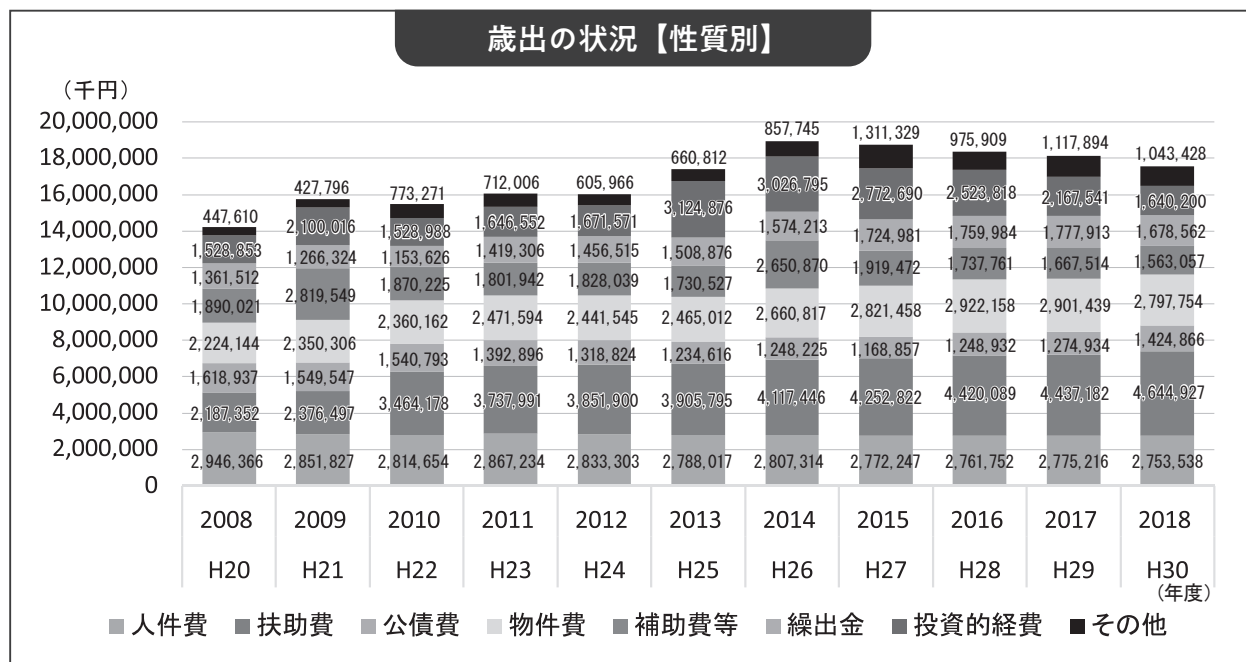
出典：総務省市町村決算カード

1. 市税 市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税など
2. 譲与税・交付金等 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金
3. 地方交付税等 地方特例交付金、地方交付税
4. 国・県支出金 国庫支出金、県支出金
5. その他 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入



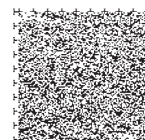
②歳出の状況

歳出規模は、平成 20 年度の約 142 億 500 万円から、児童手当、障がい福祉サービス等給付費、生活保護費など扶助費の増加、予防接種、がん検診に要する費用など物件費の増加、介護保険、後期高齢者医療に対する公費負担など繰出金の増加などにより徐々に増加し、平成 26 年度には、高麗川駅西口土地区画整理事業の清算金交付など補助費等の増加もあって約 189 億 4,300 万円となっています。平成 26 年度以降は、下水道事業への負担金などの補助費等のほか、道路・橋の整備、小中学校の空調設備設置、校舎・体育館改修などが完了したことにより投資的経費が徐々に減少し、平成 30 年度は約 175 億 4,600 万円となっています。



出典：総務省市町村決算カード

1. 人件費 市職員の給与、議員、審議会委員の報酬など
2. 扶助費 社会保障制度の一環として、児童手当や生活保護費などの児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などへの支援に要する経費
3. 公債費 地方公共団体が発行した地方債の元利償還に要する経費
4. 物件費 賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料などの地方公共団体が支出する消費的性質の経費
5. 補助費等 公益上必要があると認められる団体などに対して交付する補助金、他団体と共同して事業を行うための負担金など
6. 繰出金 会計間相互において支出される経費など
7. 投資的経費 道路、橋、公園、学校、公民館、公営住宅、保育所など公共施設の新設・改修や用地取得など社会資本の整備などに要する経費
8. その他 維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金



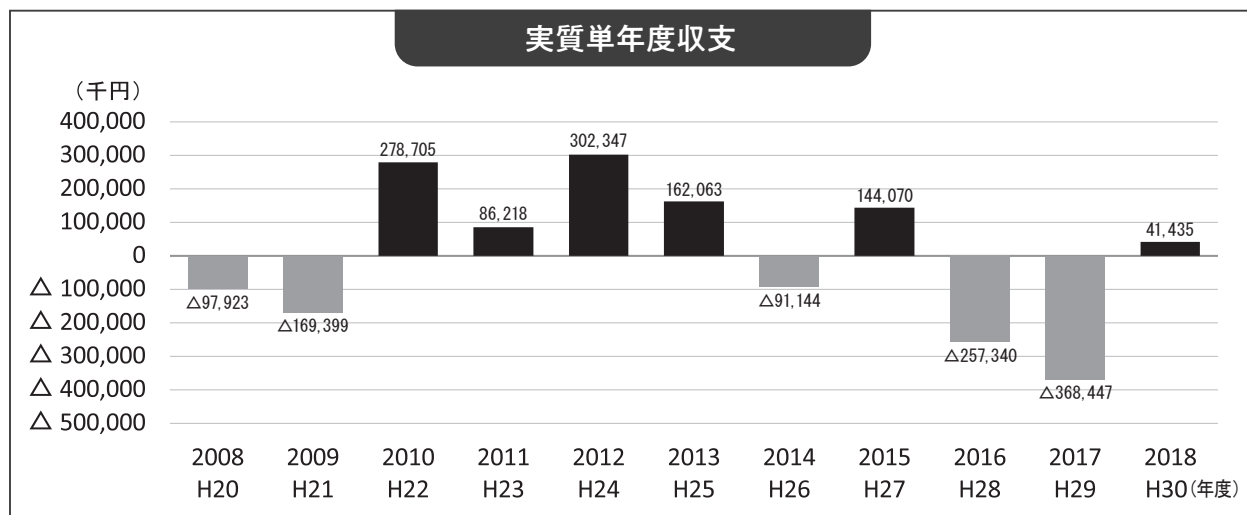
③収支の状況

黒字団体あるいは赤字団体であるかどうかを捉える実質収支において、本市は黒字団体となっています。

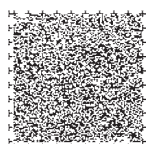
ここでは、実質単年度収支により一会計年度の経費を前年度からの繰越金などの要因を除いた当該年度の収入のみで賄うことができているのかを見ています。

実質単年度収支は、各年度によって黒字、赤字のばらつきがあります。

平成 28 年度は約 2 億 5,700 万円、平成 29 年度は約 3 億 6,800 万円の収支不足となっており、収支不足が生じた場合の不足額が増加しています。



出典：総務省市町村決算カード



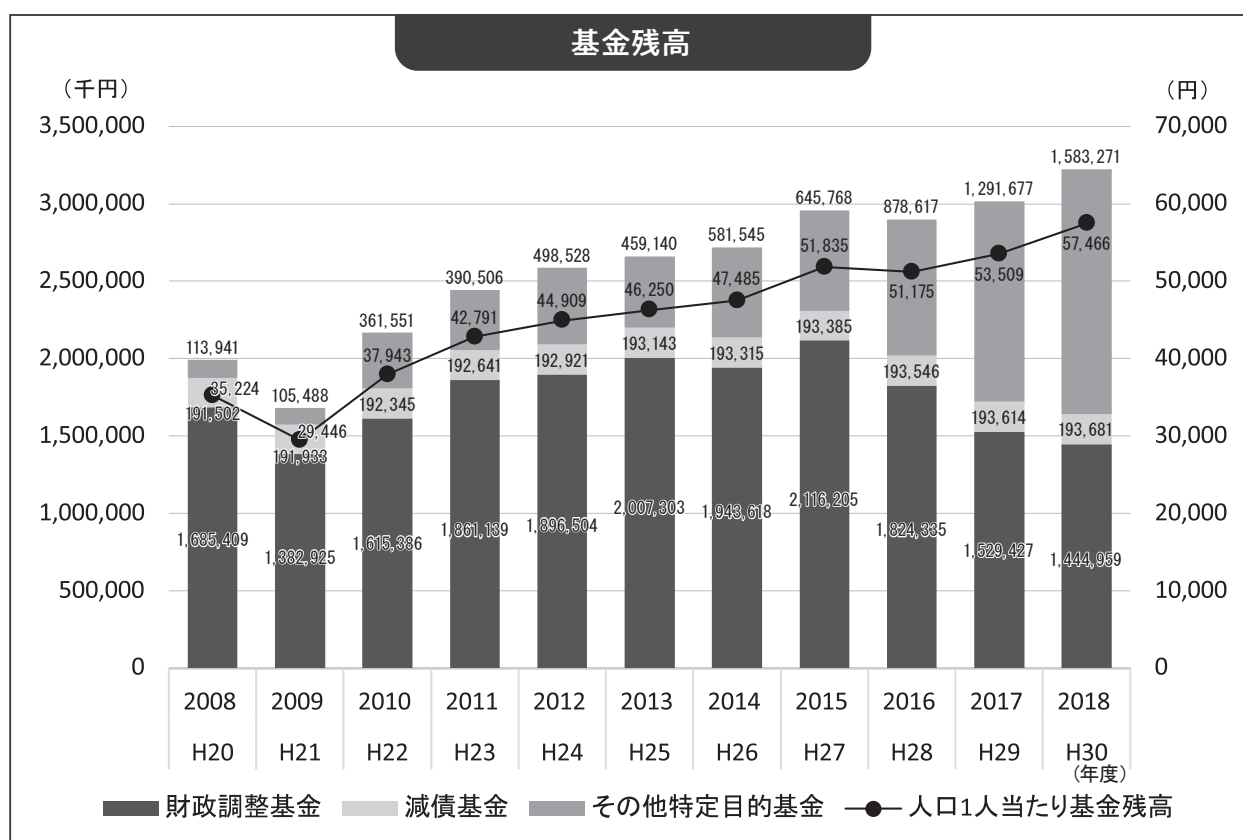
1. 実質収支 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
2. 実質単年度収支 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

(2) 基金及び市債残高の状況

① 基金残高の状況

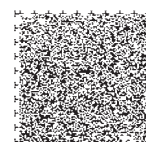
基金残高は、平成 20 年度末では約 19 億 9,100 万円でしたが、公共施設整備基金への積立て等により平成 30 年度末では約 32 億 2,200 万円となり、約 12 億 3,100 万円増加しています。一方で、財政調整基金は、平成 20 年度末の約 16 億 8,500 万円から平成 27 年度には約 21 億 1,600 万円まで増加しましたが、収支不足を補うための取崩しにより平成 27 年度以降減少し、平成 30 年度末では約 14 億 4,500 万円となり、平成 20 年度末に比べて約 2 億 4,000 万円減少しています。

基金残高を市民 1 人あたりに換算すると、平成 20 年度末では約 35,000 円でしたが、平成 30 年度末では約 57,000 円となり、10 年間で約 22,000 円増加しています。



出典：総務省市町村決算カード

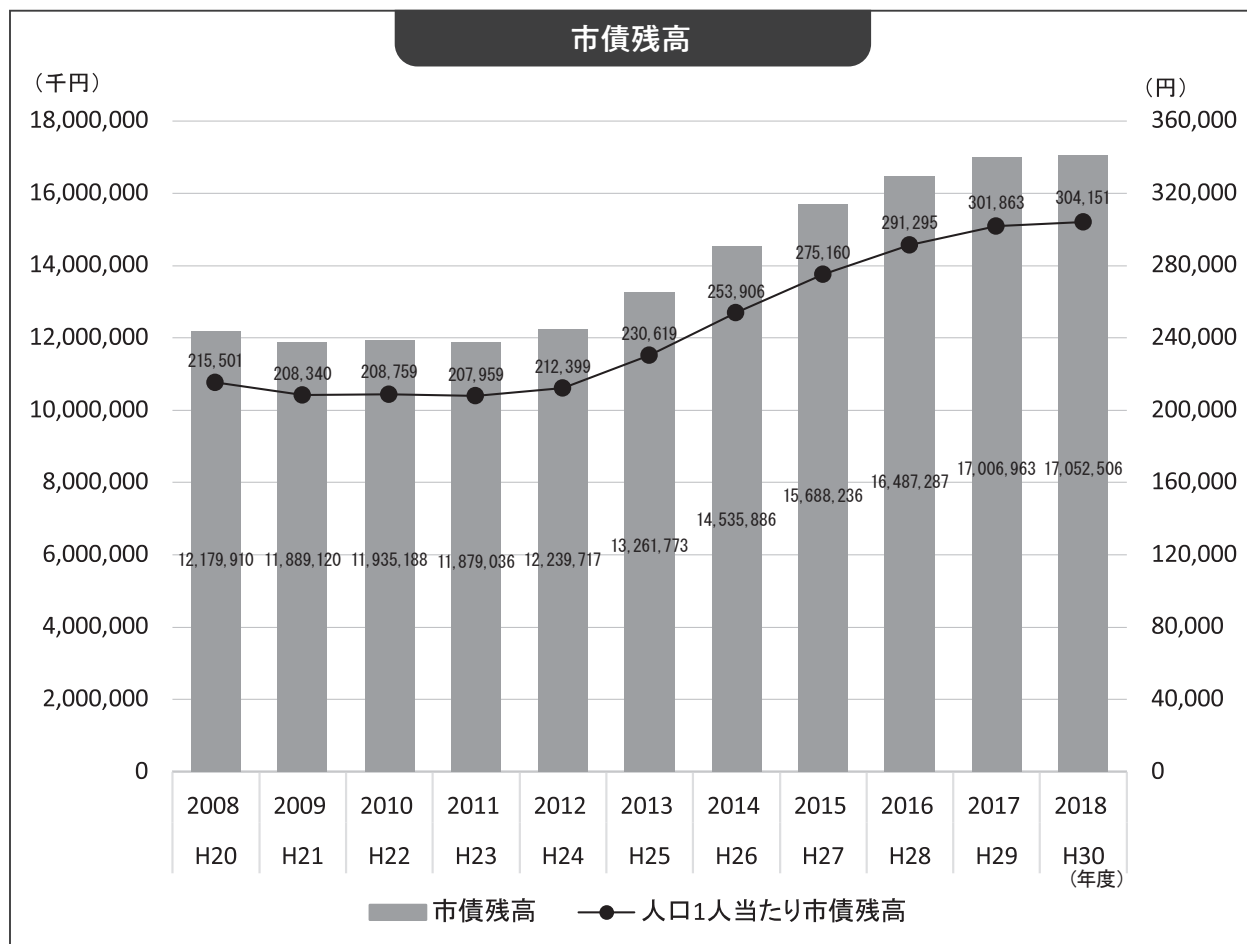
1. 基金 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられるもの
2. 財政調整基金 災害復旧などの財源や財源不足の補てんなど年度間の財源の不均衡を調整するための基金
3. 減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金
4. その他特定目的基金 公共施設の建設・改修費に充てるため、自然環境の保全に要する経費に充てるためなど特定の目的のために財産を取得し、または資金を積み立てるための基金



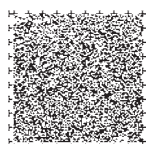
②市債残高の状況

市債残高は、平成 20 年度末では約 121 億 8,000 万円でしたが、臨時財政対策債や建設事業債の増加等により平成 23 年度以降増加し、平成 30 年度末では約 170 億 5,300 万円となり、10 年間で約 48 億 7,300 万円増加しています。

これを市民 1 人あたりに換算すると、平成 20 年度末では約 216,000 円でしたが、平成 30 年度末では約 304,000 円となり、10 年間で約 88,000 円増加しています。



出典：総務省市町村決算カード

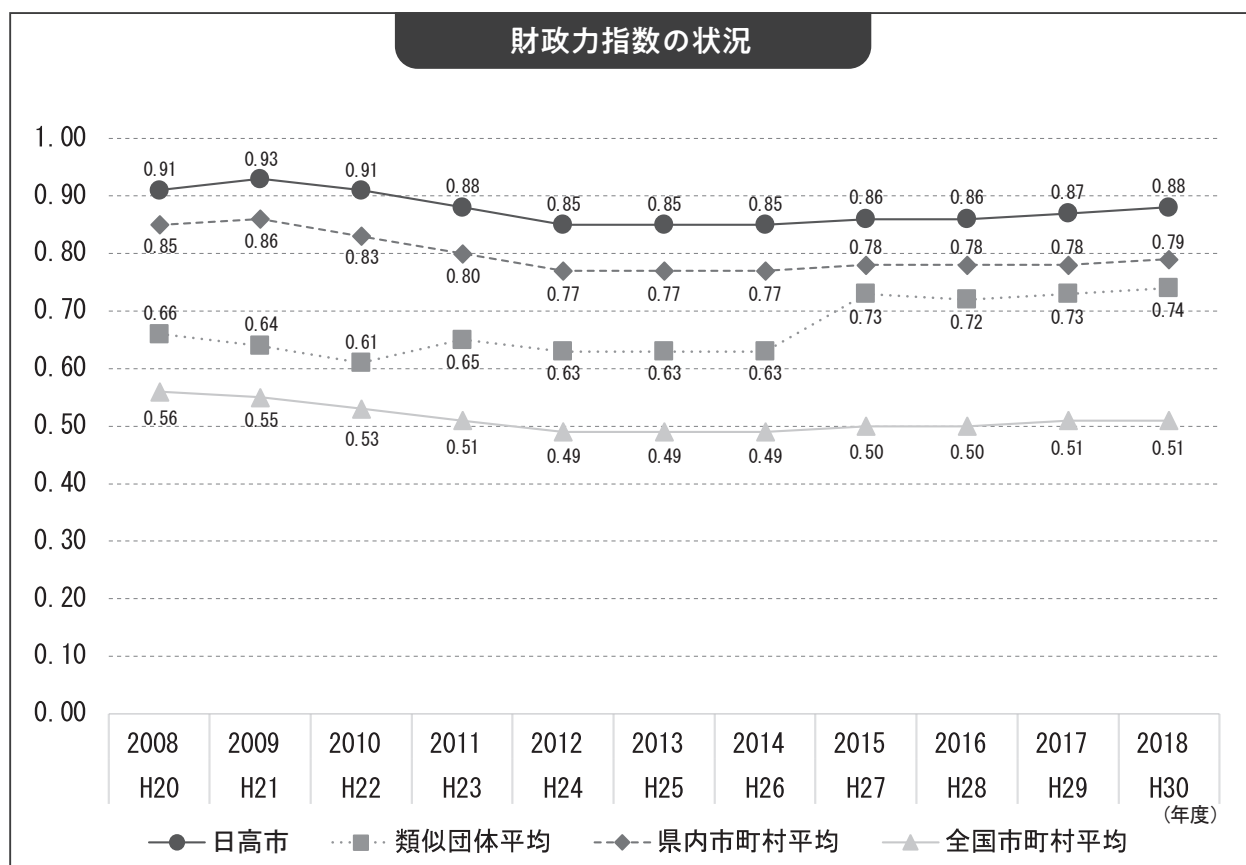


1. 臨時財政対策債 国が地方自治体に交付する地方交付税の財源が不足した場合に、地方が自ら資金調達するために発行する地方債
2. 建設事業債 道路、橋、公園、学校、公民館、公営住宅、保育所など公共施設の新設・改修や用地取得など社会資本の整備に要する経費の財源として発行する地方債

(3) 財政指標による本市の財政状況

① 財政力指数の状況

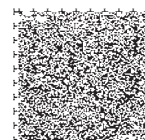
財政力指数は平成 20 年度 0.91 でしたが、基準財政需要額の増加に伴い平成 30 年度には 0.88 となっており 0.03 ポイント減少しています。平成 30 年度は、類似団体平均値 0.74、県内市町村平均値 0.79、全国市町村平均値 0.51 の全てを上回っています。



出典：総務省財政状況資料集
 総務省市町村普通会計決算の概要
 総務省市町村財政比較分析表
 総務省市町村決算カード

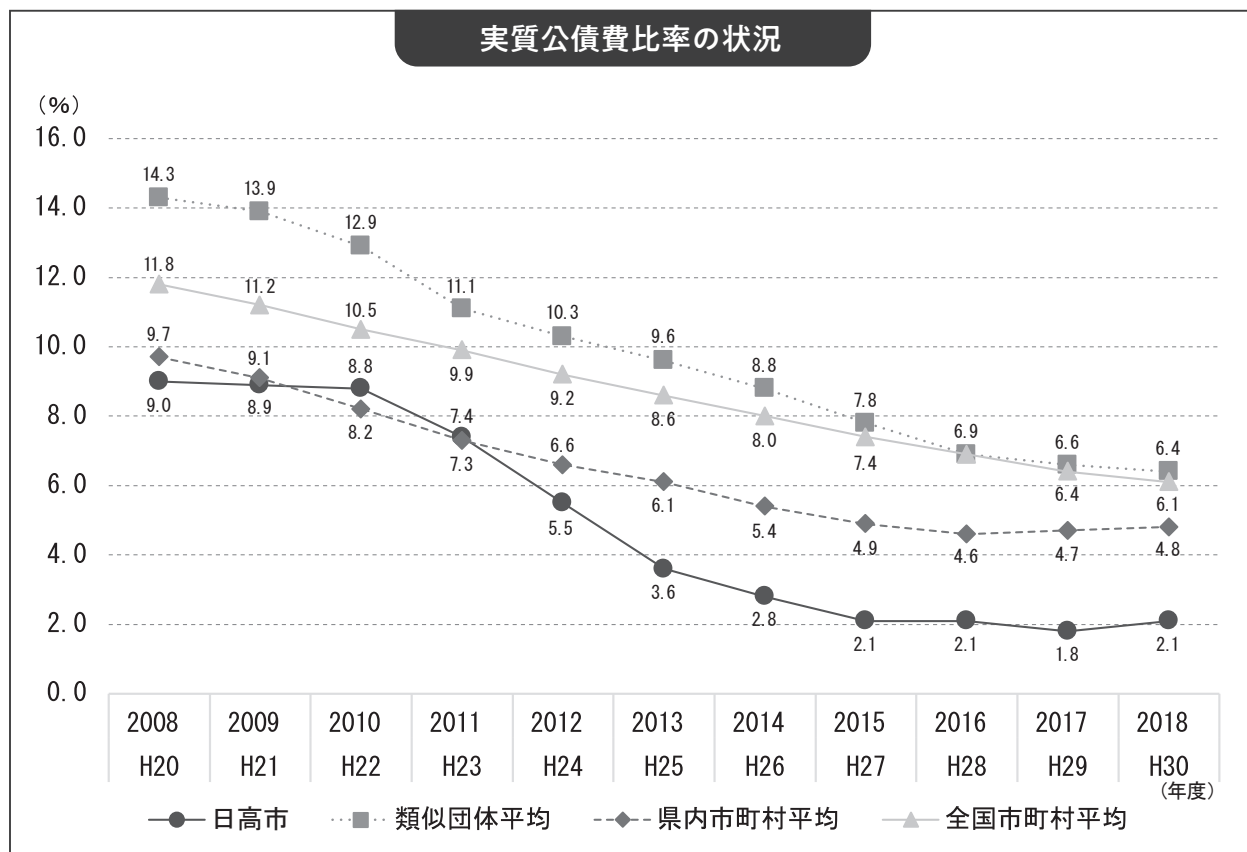
※ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。



②実質公債費比率の状況

実質公債費比率は平成 20 年度 9.0%でしたが、公債費の減少に伴い平成 30 年度は 2.1%となっており 6.9 ポイント減少しています。平成 30 年度は、類似団体平均値 6.4%、県内市町村平均値 4.8%、全国市町村平均値 6.1%の全てを下回っています。

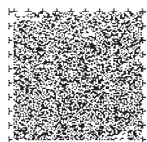


出典：総務省財政状況資料集
 総務省市町村普通会計決算の概要
 総務省市町村財政比較分析表
 総務省市町村決算カード

※実質公債費比率

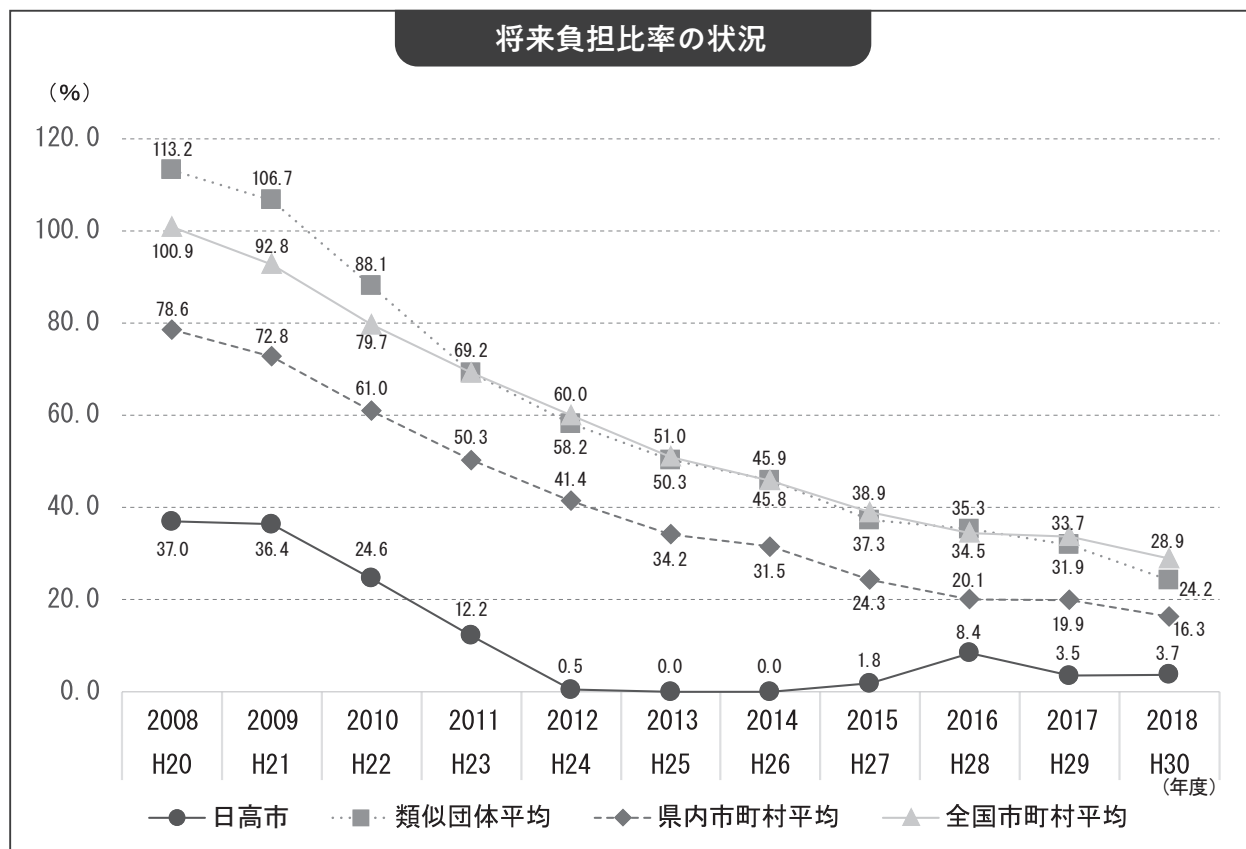
地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。



③将来負担比率の状況

将来負担比率^{※1}は平成20年度37.0%で、平成25年度には0となりましたが、平成27年度以降、建設事業債発行額の増加に伴い平成30年度は3.7%となっています。平成30年度は、類似団体平均値24.2%、県内市町村平均値16.3%、全国市町村平均値28.9%の全てを下回っています。



出典：総務省財政状況資料集
 総務省市町村普通会計決算の概要
 総務省市町村財政比較分析表
 総務省市町村決算カード

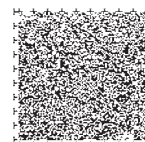
※1 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模^{※2}を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

※2 標準財政規模

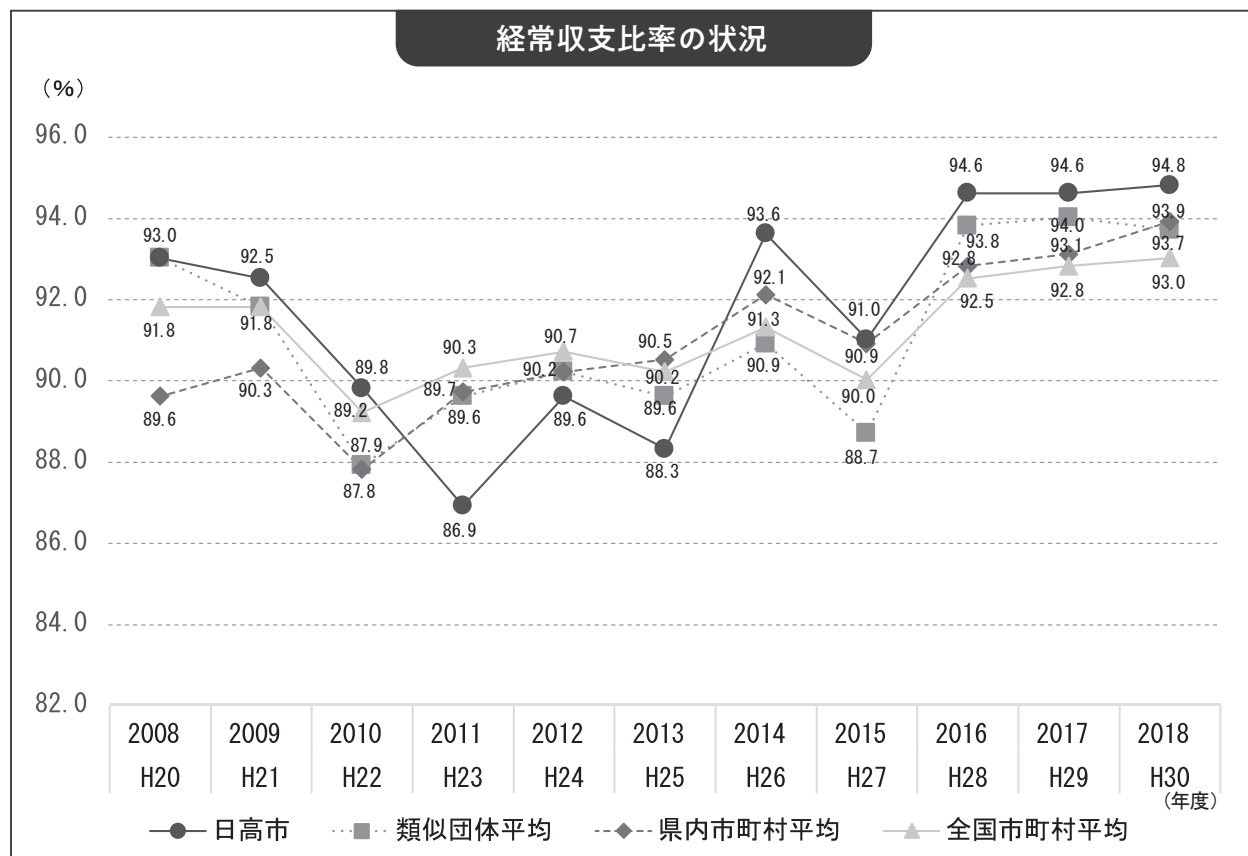
地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。なお、地方財政法施行令附則第11条第3項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。



④ 経常収支比率の状況

経常収支比率は平成 20 年度 93.0%でしたが、扶助費、物件費、繰出金等の増加により平成 30 年度は 94.8%となっており 1.8 ポイント増加しています。平成 30 年度は、類似団体平均値 93.7%、県内市町村平均値 93.9%、全国市町村平均値 93.0%の全てを上回っています。

今後も、人口減少や少子高齢化に伴い、経常的な経費と経常的な収入との差が縮まり、財政構造の硬直化が進行することが懸念されるため、財政構造の弾力性を確保していくことが求められます。

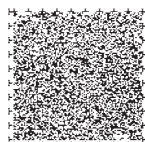


出典：総務省財政状況資料集
 総務省市町村普通会計決算の概要
 総務省市町村財政比較分析表
 総務省市町村決算カード

※ 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。



8. 指標一覧表

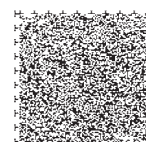
第6次総合計画前期基本計画のリーディングプロジェクト及び分野別施策で定めた数値目標や成果指標などについて、各指標の算出方法や出典、現状値と目標値を一覧にしたものです。指標に基づき、毎年度行政評価を実施し、進捗状況の把握と行政サービスの向上につなげていきます。

(1) リーディングプロジェクト

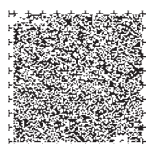
※特に表記のないものについては、年度末時点の数値です。

【 】で表記しているのは、令和元年度における総数です。

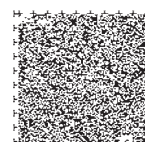
基本目標 / 具体的な施策	数値目標 / KPI	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
1 誰もが活躍し続けられる仕事をつくる「しごと」	就業率（生産年齢人口）	政策秘書課	（出典）総務省「平成27年国勢調査」	%	69.0 （平成27年度）	70.0
	市内事業所従業者数	政策秘書課	（出典）総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」	人	23,155 （平成28年度）	24,300
	市内総生産額（実質）	政策秘書課	（出典）埼玉県「埼玉県市町村民経済計算」	百万円	211,766 （平成29年度）	277,362
(1) 若者の活躍支援	ア 完全失業率	産業振興課	（出典）総務省「平成27年国勢調査」	%	5.4 （平成27年度）	4.8
	イ サテライトオフィスの誘致件数	産業振興課	サテライトオフィスを誘致した延べ件数	件	0	3
(2) 女性の活躍支援	ウ 審議会などにおける女性委員の割合	総務課	女性委員数÷審議会等委員数×100	%	43.1	45.0
	エ 完全失業率（再掲）	産業振興課	（出典）総務省「平成27年国勢調査」	%	5.4 （平成27年度）	4.8
	オ サテライトオフィスの誘致件数（再掲）	産業振興課	サテライトオフィスを誘致した延べ件数	件	0	3
(3) アクティブシニアの活躍支援	カ 高齢者の就業率（65歳以上）	長寿いきがい課	（出典）総務省「平成27年国勢調査」	%	22.6 （平成27年度）	23.6
	キ 完全失業率（再掲）	産業振興課	（出典）総務省「平成27年国勢調査」	%	5.4 （平成27年度）	4.8
(4) 地域産業の振興	ク 旭ヶ丘松の台地区進出企業数	市街地整備課	組合および市に対し、進出を確定させた企業数	社	0	5
	ケ 市内事業所売上額	産業振興課	（出典）総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」	百万円	85,103 （平成27年）	87,600
	コ 認定農業者数	産業振興課	認定農業者数	人	81	81
	サ 公共施設における西川材の使用件数	産業振興課	西川材使用状況調査より公共施設における西川材の使用件数	件	0	5



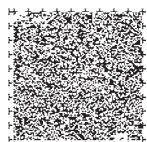
基本目標 / 具体的な施策	数値目標 / KPI	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
2 魅力を活用したにぎわいと新たなひとの流れをつくる「ひと」	人口の社会増減	政策秘書課	(出典) 埼玉県「統計からみた埼玉縣市町村のすがた2020」	人	△ 85	150
	20代から30代までの若者の転出者の割合	政策秘書課	前年度4月1日から3月31日に転出した20代、30代の人数÷1月1日現在の20代、30代の人口×100	%	11.6	10.0
	転入者数	政策秘書課	(出典) 日高市「統計ひだか2-10人口動態」	人	1,919	2,040
(1) 移住・定住の促進	ア 居住誘導支援制度の利用者数(累計)	都市計画課	日高市多世代家族同居近居促進事業補助金の交付を受けた家族の転入者数	人	175	550
	イ 空き家所有者とのマッチング成立件数(累計)	都市計画課	日高市空き家・空き地バンクの成約数	件	6	12
	ウ ひ・まわり探検隊の参加率	生涯学習課	隊員登録者数÷市内小学校の児童数×100	%	18.2	20.0
	エ ホームページ閲覧数	市政情報課	各年度の市ホームページ閲覧件数	件	807,534	850,000
(2) 子育てに魅力を感じるまちづくりの推進	オ 保育所待機児童数	子育て応援課	4月1日現在の保育所の待機児童数	人	0	0
(3) まちの魅力発信と観光の推進	カ 観光入込客数	産業振興課	観光入込客統計に関する共通基準により算出	千人/年	3,963	4,069
	キ 体験型観光メニュー件数	産業振興課	体験型観光メニューの延べ件数	件	0	20
	ク 市民歴史講座参加者数	生涯学習課	市民歴史講座の参加者数	人	83	110
	ケ ホームページ閲覧数(再掲)	市政情報課	各年度の市ホームページ閲覧件数	件	807,534	850,000
(4) 若者等の交流支援	コ 地域内の異なる世代の人と付き合う割合(10・20歳代)	生涯学習課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、ある・どちらかといえはあると回答した人÷全回答者数×100	%	40.4	42.9



基本目標 / 具体的な施策	数値目標 / KPI	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
3 出会う、育てる、 子どもの笑顔があ ふれるまちをつく る《結婚・出産・ 子育て》	婚姻率	政策秘書課	（出典）埼玉県「埼玉県の人口動態概況」	%	3.3 （平成30年）	3.8
	合計特殊出生率	政策秘書課	（出典）埼玉県「埼玉県の人口動態概況」	人	1.01 （平成30年）	1.25
	地域子育て支援センターの利用者数	政策秘書課	各地域子育て支援センター（4か所）の年間延べ利用者数の合計	人	16,900	17,000
(1) 結婚・妊娠・ 出産支援	ア SAITAMA出 会いサポートセ ンター登録者 数	生活福祉課	SAITAMA出会いサポートセンターからの市町村別会員登録状況	人	58	82
	イ 新生児訪問件 数の実施割合	保健相談センター	一年度内の（新生児訪問件数÷出生数）×100	%	94.5	98.0
(2) 働く子育て 世帯の支援	ウ 保育所待機児 童数（再掲）	子育て応援課	4月1日現在の保育所の待機児童数	人	0	0
	エ ファミリー・ サポート・セン ター利用回 数	子育て応援課	「令和元年度日高市ファミリー・サポート・センター事業実績報告書」（事業委託先：日高市社会福祉協議会より）	回	785	1,000
(3) 特色ある教 育の実践	オ 埼玉県学力・ 学習状況調査 における学力 を伸ばした児 童生徒の割合	学校教育課	調査による「学力の伸び」が県平均以上の学年数÷全学年数×100	%	64.8	85.0
	カ 授業における 児童生徒のICT 機器活用率	学校教育課	ICT機器を活用した小中学校の授業時数÷全授業時数×100	%	0.8	95.0
	キ 中学1年生の不 登校の割合	学校教育課	3月1日現在の不登校生徒数÷生徒数×100（中学1年生）	%	2.2	1.0
(4) 子どもをの びのび育て るための環 境づくり	ク 施設一体型一 貫校の設置数	教育総務課	小学校と中学校施設を統合した校舎を設置した数	校	0	3



基本目標 / 具体的な施策	数値目標 / KPI	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
4 安心して住み続けられるまちをつくる「まち」	住み続けたいと感じている市民の割合	政策秘書課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、住み続けたい・どちらかといえば住み続けたいと回答した人÷全回答者数×100	%	74.5	75.0
	環境に配慮した生活をしている市民の割合	政策秘書課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、している・ある程度していると回答した人÷全回答者数×100	%	73.5	76.0
	災害に対して住んでいる地域は安全だと感じている市民の割合	政策秘書課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、安全だと思う・まあ安全だと思うと回答した人÷全回答者数×100	%	63.0	65.5
(1) 自然豊かな環境の保全	子どもたちを対象とした環境イベント等の開催回数	環境課	子どもたちを対象とした環境イベント等の開催回数	回/年	4	6
	エコアクション21認証・登録件数	環境課	市内業者のエコアクション21認証登録件数	件	1	5
(2) 良好な生活環境の整備、維持	高齢者等の移動困難者への支援件数	危機管理課	高齢者等おでかけ支援事業申請件数	件	1,637	2,500
	自主防災組織の訓練実施率	危機管理課	訓練実施数÷自主防災組織数×100【75団体】	%	40.0	80.0
	鉄道駅の1日平均乗車人数	危機管理課	(出典) 各鉄道会社	人/日	9,371	9,450
	行政手続のオンライン化件数	市政情報課	オンライン化された行政手続の累計件数	件	44	75
(3) 生涯スポーツ・健康のまちづくり	介護予防の運動に取り組む高齢者の延べ人数	長寿いきがい課	市内の各地区で自主的に開催されている「介護予防運動（くりくり元気体操）」に参加する高齢者の延べ人数	人	39,825	42,750
	各種健康教室参加者数	保健相談センター	各種健康教室参加者の年間延べ人数	人	889	1,000
	ひだかアリーナ利用人数	生涯学習課	ひだかアリーナの年間利用人数	人	155,130	168,472
(4) 地域連携、コミュニティ活動の促進	地域福祉推進組織の立ち上げか所数	生活福祉課	各学校区単位の地域福祉推進組織の立ち上げか所数	か所	0	4
	都市計画道路の整備率	建設課	都市計画道路の整備延長÷都市計画道路の計画延長×100【33.94km】	%	60.7	65.0
	公民館利用者数	生涯学習課	市内6公民館の年間利用者数	人	166,606	167,000
	ボランティア登録団体数	総務課	ボランティア登録団体数	団体	93	100
	相互利用協定締結市町数	政策秘書課	公の施設の相互利用協定を締結している市町の数	市町	10	10



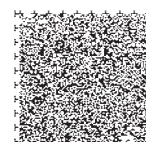
(2) 分野別施策

※特に表記のないものについては、年度末時点の数値です。

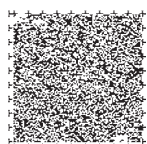
🐼はリーディングプロジェクトに該当していることを表しています。

【 】で表記しているのは、令和元年度における総数です。

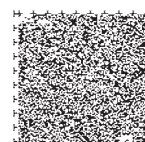
施策 / 施策の展開	評価指標 / 成果指標	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
1 人権・男女共同参画	女性の活躍を多面的に支援する地域だと思ふ人の割合	総務課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、そう思う・まあそう思うと回答した人÷全回答者数×100	%	7.5	10.0
	(1) 人権啓発の推進	総務課	人権講演会などへの年間延べ参加者数	人	1,974	2,000
	(2) 男女共同参画社会の形成の促進	総務課	女性委員数÷審議会等委員数×100	%	43.1	45.0
2 国際化・多文化共生	多文化共生の取組に対する満足度	総務課	まちづくり市民アンケートにおける各施策の満足度を5段階評価し、加重平均した値	点 (5点満点)	2.92	3.10
	(1) 国際交流活動の推進	総務課	ワンナイトステイ事業登録家庭数	家庭	8	10
	(2) 外国人市民に優しいまちづくりの推進	総務課	災害時等通訳・翻訳ボランティア登録者数	人	61	70
3 地域福祉	頼りになる知り合いが近所にいると感じている人の割合	生活福祉課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、いる・どちらかといえばいると回答した人÷全回答者数×100	%	53.0	55.0
	(1) 地域福祉推進体制の充実	生活福祉課	各校区単位での地域福祉推進組織の立ち上げか所数	か所	0	4
	(2) 低所得者などに対する支援の充実	生活福祉課	生活保護受給者及び生活困窮者就労自立件数	件	14	20
	(3) 民生委員・児童委員の活動支援	生活福祉課	委員数÷県条例による委員定数×100 【109人】	%	86.2	100.0



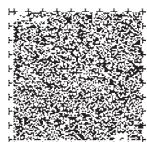
施策 / 施策の展開	評価指標 / 成果指標	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
4 障がい者福祉	障がい者福祉の取組に対する満足度	障がい福祉課	まちづくり市民アンケートにおける各施策の満足度を5段階評価し、加重平均した値	点 (5点満点)	2.96	3.00
(1) 地域生活の支援	日中一時支援事業登録事業者件数	障がい福祉課	当該年度末における事業者数	件	19	20
(2) 就労への支援	障がい者就労支援センター利用者の就職率	障がい福祉課	就労者数÷センター利用登録者数×100	%	57.9	60.0
(3) 医療費の助成	重度心身障がい者医療費助成制度受給登録者のうち、医療費申請を行った人の割合	保険年金課	医療費申請者数÷受給登録者数×100	%	89.0	92.0
5 高齢者福祉	老後に不安を感じている人の割合	長寿いきがい課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、不安を感じる・少し不安を感じると回答した人÷全回答者数×100	%	69.9	65.0
(1) 高齢者の健康づくり推進	健康シニア褒賞の受賞者数	長寿いきがい課	要介護等の状態にないことや健康診査を受診していること、介護予防教室等に積極参加しているといった各種条件を満たす人を対象とする「健康シニア褒章」の受賞者数	人	37	46
(2) 高齢者の地域生活支援	高齢者に関する相談件数	長寿いきがい課	各地域包括支援センターが受ける高齢者に関する相談の年間件数	件	6,702	6,800
(3) 介護保険サービスの充実	介護サービス利用率	長寿いきがい課	ひと月のサービス利用者数÷要介護要支援認定者数×100	%	79.8	84.2



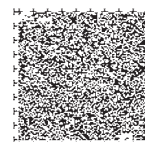
施策 / 施策の展開	評価指標 / 成果指標	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7 年度
6 健康づくり	食生活の改善や運動など、健康管理のための取組をしている人の割合	保健相談センター	まちづくり市民アンケートの設問に対し、している・ある程度していると回答した人÷全回答者数×100	%	63.9	67.0
(1) 健康長寿の促進	各種健康教室参加者数	保健相談センター	各種健康教室参加者の年間延べ人数	人	889	1,000
(2) 生活習慣病の発症・重症化予防の推進	生活習慣病死亡者率	保健相談センター	生活習慣病死亡者数÷死亡者数×100	%	52.8 (平成29年度)	40.0
(3) 健康を支えるための環境整備	四種混合接種率	保健相談センター	四種混合接種者÷接種対象者×100	%	83.7	95.0
(4) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の健全な運営及び国民年金制度の趣旨普及	特定保健指導実施率	保険年金課	特定保健指導の終了者数÷対象者数×100	%	16.1	60.0
7 交通	普段、できるだけ公共の交通機関を利用している人の割合	危機管理課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、よく利用する・まあまあ利用すると回答した人÷全回答者数×100	%	33.7	34.0
(1) 公共交通の利用促進	鉄道駅の1日平均乗車人数	危機管理課	(出典) 各鉄道会社	人/日	9,371	9,450
(2) 高齢者等の移動困難者の交通手段の確保	高齢者等の移動困難者への支援件数	危機管理課	高齢者等おでかけ支援事業申請件数	件	1,637	2,500
(3) 交通安全の推進	人身事故件数	危機管理課	市内の年間人身事故発生件数 (出典) 埼玉県警察の交通事故総計資料	件	161	150
(4) 自転車安全利用の推進	放置自転車の撤去台数	危機管理課	放置自転車撤去台数	台	202	160
8 危機管理・防災・防犯	職場や地域での防災訓練に参加している人の割合	危機管理課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、している・ある程度していると回答した人÷全回答者数×100	%	48.7	50.0
(1) 防災体制の強化	自主防災組織の訓練実施率	危機管理課	訓練実施数÷自主防災組織数×100 【75団体】	%	40.0	80.0
(2) 消防体制の強化	消防団員の充足率	危機管理課	消防団員数÷団員定数×100 【161人】	%	100.0	100.0
(3) 防犯活動の推進	刑法犯罪認知件数	危機管理課	市内の年間犯罪認知件数 (出典) 埼玉県警察の犯罪統計	件	371	330



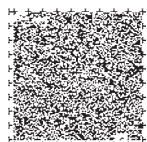
施策 / 施策の展開	評価指標 / 成果指標	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
9 道路・河川	道路・河川の取組に対する満足度	建設課	まちづくり市民アンケートにおける各施策の満足度を5段階評価し、加重平均した値	点 (5段階)	2.81	3.04
(1) 県道や都市計画道路の整備促進	都市計画道路の整備率	建設課	都市計画道路の整備延長 ÷ 都市計画道路の計画延長 × 100 【33.94km】	%	60.7	65.0
(2) 生活道路の整備	市道の改良率	建設課	市道の改良済延長 ÷ 市道の実延長 × 100 【194.90km】	%	30.0	33.0
(3) 道路の維持管理	幹線道路等舗装修繕率	建設課	幹線道路等舗装修繕済延長 ÷ 幹線道路等の舗装修繕計画延長 × 100 【54.30km】	%	60.6	72.9
(4) 橋の維持管理と河川環境の保全	橋の修繕率	建設課	橋長15m以上の修繕済の橋の数 ÷ 橋長15m以上の橋の数 × 100 【28橋】	%	17.9	50.0
10 都市づくり	市街化区域の平均地価公示価格	都市計画課	市街化区域の平均地価公示価格	円/㎡	63,575	64,800
(1) 地域の特性に応じた土地利用の推進	市街化区域面積	都市計画課	市街化区域面積	ha	640	675
(2) 安心して良好な住環境の整備・保全	住宅の耐震化率	都市計画課	耐震性あり住宅 ÷ 住宅総数 × 100 【17,631戸】	%	91.2	95.0
(3) 土地区画整理事業の推進	保留地の公売率	市街地整備課	公売済面積 ÷ 計画面積 × 100 【9,106㎡】	%	61.4	100.0
(4) 安心して魅力ある公園・緑地づくり	市民1人当たりの公園面積	市街地整備課	総公園面積 ÷ 人口 × 100	㎡	7.27	8.00
(5) 産業用地の創出	進出企業件数	都市計画課	企業誘致により進出した企業件数の累計	件	95	105
11 水道	水道の取組に対する満足度	水道課	まちづくり市民アンケートにおける各施策の満足度を5段階評価し、加重平均した値	点 (5段階)	3.37	3.46
(1) 安心して安定した水道水の供給	水質基準適合率	水道課	水質基準適合回数 ÷ 全検査回数 × 100 【12回】	%	100.0	100.0
(2) 災害に強い給水体制の確立	基幹配水管路の耐震化率	水道課	口径150mm以上の耐震適合性のある基幹配水管路延長 ÷ 口径150mm以上の基幹配水管路延長 × 100 【112.38km】	%	33.5	41.0
(3) 水道事業の運営基盤の強化	総収支比率	水道課	総収益 ÷ 総費用 × 100	%	107.7	100.0以上



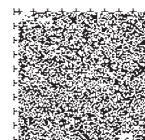
施策 / 施策の展開	評価指標 / 成果指標	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
12 下水道	下水道の取組に対する満足度	下水道課	まちづくり市民アンケートにおける各施策の満足度を5段階評価し、加重平均した値	点 (5点満点)	2.99	3.05
(1) 污水处理施設の整備	公共下水道（污水）の整備率	下水道課	整備区域面積÷公共下水道汚水の認可区域面積×100 【556.63ha】	%	67.9	88.1
(2) 雨水処理施設の整備	公共下水道（雨水）の整備率	下水道課	整備区域面積÷公共下水道雨水の認可区域面積×100 【54.89ha】	%	7.3	8.5
(3) 下水道施設の維持管理	処理場の健全な施設の割合	下水道課	健全な重要施設数÷すべての重要施設数×100 【208施設】	%	43.9	74.5
13 子育て支援	子育て支援に積極的だと感じている人の割合	子育て応援課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、そう思う・まあそう思うと回答した人÷全回答者数×100	%	22.5	25.0
(1) 多様な保育サービスの提供	保育所待機児童数	子育て応援課	4月1日現在の保育所の待機児童数	人	0	0
(2) 子育て環境の充実	子育て世代包括支援センターの相談件数	子育て応援課	子育て総合支援センター及び保健相談センターが、年間に実施した妊娠・出産・子育てに関する相談等の件数	件	1,305	1,330
(3) ひとり親家庭の自立支援	母子・父子家庭自立支援給付金受給者のうち就労に至った割合	子育て応援課	就労者数÷受給者数×100	%	100.0	100.0
14 学校教育	各学校の取組に対するアンケートで「満足（8割）」と答えた保護者の割合	学校教育課	各学校で実施している学校評価で「満足している」と答えた保護者の割合	%	34.0	60.0
(1) 確かな学力の育成、豊かな心の育成及び健康・体力の増進	埼玉県学力・学習状況調査における学力を伸ばした児童生徒の割合	学校教育課	調査による「学力の伸び」が県平均以上の学年数÷全学年数×100	%	64.8	85.0
(2) 質の高い学校教育の推進	授業における児童生徒のICT機器利用率	学校教育課	ICT機器を活用した小中学校の授業時数÷全授業時数×100	%	0.8	95.0
(3) コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進	中学校1年生の不登校の割合	学校教育課	3月1日現在の不登校生徒数÷生徒数×100（中学1年生）	%	2.2	1.0
(4) 小・中学校の統合を含む施設環境の維持向上	施設一体型一貫校の設置数	教育総務課	小学校と中学校施設を統合した校舎を設置した数	校	0	3
(5) 学校給食の充実	給食に地場産食材を使用した日の割合	教育総務課	給食に地場産食材を使用した日数÷年間の給食提供日数×100	%	57.0	60.0



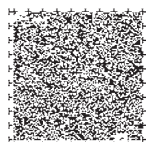
施策 / 施策の展開	評価指標 / 成果指標	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
15 青少年健全育成	子育てについて地域で支え合う雰囲気があると感じている人の割合	生涯学習課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、ある・まああると回答した人÷全回答者数×100	%	21.0	22.5
	(1) 郷土愛の醸成	生涯学習課	隊員登録者数÷市内小学校の児童数×100	%	18.2	20.0
	(2) 青少年の健全育成	生涯学習課	刑法犯少年÷少年人口×1,000人（出典）埼玉県警察「少年非行白書」	%	1.8	3.0
	(3) 体験活動・多世代との交流活動の推進	生涯学習課	6小学校区で実施した教室に参加した児童の総数	人	3,005	3,200
16 生活環境	住んでいる地域について快適な環境だと感じている人の割合	環境課	環境基本計画策定のためのアンケート（市民用）の設問に対し、快適な環境である・どちらかといえば快適な環境であると回答した人÷全回答者数×100	%	82.7 (令和2年度)	83.0
	(1) 生活環境の保全	環境課	雑草等除去受託件数	件	16	25
	(2) 河川等の水質汚濁の防止	環境課	合併処理浄化槽設置基数÷全浄化槽設置基数×100（浄化槽台帳により算出、事業所を除く） 【4,635基】	%	72.6	75.0
17 自然環境	住んでいる地域の自然環境は守られていると感じている人の割合	環境課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、そう思う・まあそう思うと回答した人÷全回答者数×100	%	58.2	61.0
	(1) 緑と清流の保全	環境課	子どもたちを対象とした環境イベント等の開催回数	回/年	4	6
	(2) 地球温暖化やその他の環境問題への取組	環境課	市内業者のエコアクション21認証登録件数	件	1	5
18 循環型社会	市民1人当たりの可燃ごみ排出量	環境課	可燃ごみ排出量÷人口（4月1日現在）	kg/人	192	183
	(1) ごみの減量と再資源化の推進	環境課	家庭系ごみ、事業系ごみなどを含む年間ごみ総排出量	t	17,642	16,211
	(2) ごみの適正な処理	環境課	リサイクル量÷ごみ総排出量×100	%	99.7	99.8
	(3) し尿の適正な処理	環境課	合併処理浄化槽設置基数÷全浄化槽設置基数×100（浄化槽台帳により算出、事業所を除く） 【4,635基】	%	72.6	75.0



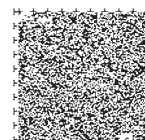
施策 / 施策の展開	評価指標 / 成果指標	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
19 農林業	農林業の取組に対する満足度	産業振興課	まちづくり市民アンケートにおける各施策の満足度を5段階評価し、加重平均した値	点 (5段階)	2.83	3.00
	(1) 農業の振興	遊休農地面積	産業振興課	ha	60	40
	(2) 魅力ある農産物の生産支援	認定新規就農者数	産業振興課	人	2	10
	(3) 林業の振興	森林間伐面積	産業振興課	ha	97	110
20 商工業	住んでいる地域に活気があると感じている人の割合	産業振興課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、活気がある・まあ活気があると回答した人÷全回答者数×100	%	15.4	20.0
	(1) 企業への支援	市内事業所売上額	産業振興課	百万円	85,103 (平成27年)	87,600
	(2) 商工振興活動の支援	市内事業所従業者数	産業振興課	人	23,155 (平成28年度)	24,300
	(3) 労働環境の改善と就労支援	完全失業率	産業振興課	%	5.4 (平成27年度)	4.8
	(4) 多様な働き方のできる環境の実現	民営事業所数	産業振興課	件	1,872 (平成28年度)	1,928
21 観光	住んでいる地域に観光などでの訪問客が増えていると感じている人の割合	産業振興課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、そう思う、まあそう思うと回答した人÷全回答者数×100	%	29.9	30.0
	(1) 自然と歴史を生かした観光地整備の推進	観光入込客数	産業振興課	千人/年	3,963	4,069
	(2) 広域で連携した観光の推進	巾着田年間来場者数	産業振興課	人/年	639,624	658,800
	(3) 観光誘客の推進	観光協会ホームページ閲覧数	産業振興課	件	203,785	210,000
	(4) 魅力を活用した体験型観光の推進	体験型観光メニュー件数	産業振興課	件	0	20



施策 / 施策の展開	評価指標 / 成果指標	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
22 生涯学習・社会教育	生涯学習活動に参加している人の割合	生涯学習課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、している・ある程度していると回答した人÷全回答者数×100	%	11.3	12.0
	(1) 生涯学習の推進	生涯学習課	生涯学習まちづくり出前講座を受講した人数	人	1,509	1,728
	(2) 公民館の充実	生涯学習課	市内6公民館での新規サークル登録数	団体	0	30
	(3) スポーツ・レクリエーションの振興	生涯学習課	ひだかアリーナの年間利用人数	人	155,130	168,472
	(4) 読書に親しめる環境の整備	生涯学習課	図書等の資料の貸出点数（CD・DVDや雑誌を含む。）÷日高市人口	冊	4.9	6.0
23 歴史・文化	自慢したい地域の風景や名所があると感じている人の割合	生涯学習課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、ある・どちらかといえばあると回答した人÷全回答者数×100	%	46.4	48.0
	(1) 文化財の保護と活用	生涯学習課	設置済の説明板の数÷設置を要する文化財の件数×100（修繕を含む） 【26か所】	%	53.8	70.0
	(2) 芸術・文化の振興	生涯学習課	市美術展に出品された作品数	点	161	180
24 市民参加・情報共有	地域活動やボランティアなどで社会のために活動してみたいと感じている人の割合	総務課	まちづくり市民アンケートの設問に対し、活動してみたい・たまには活動してみたいと回答した人÷全回答者数×100	%	39.9	43.0
	(1) 市民参加活動の推進	総務課	ボランティア登録団体数	団体	93	100
	(2) 地域コミュニティ活動の促進	総務課	4月1日現在で区・自治会に加入する世帯数	世帯	18,870	19,000
	(3) 広報広聴・情報発信・情報公開の推進	市政情報課	各年度のアプリダウンロード数	件	4,413	7,500



施策 / 施策の展開	評価指標 / 成果指標	担当課	指標の算出方法・説明 又は出典※	単位	現状値	目標値
					令和 元年度	令和 7年度
(4) 魅力を活用した情報発信	ホームページ閲覧数	市政情報課	各年度の市ホームページ閲覧件数	件	807,534	850,000
25 行政運営	行政運営の取組に対する満足度	政策秘書課	まちづくり市民アンケートにおける各施策の満足度を5段階評価し、加重平均した値	点 (5段階)	2.85	3.00
(1) 持続可能な行政運営の推進	職員研修参加者数(延べ)	総務課	研修に参加した職員の延べ人数	人	529	800
(2) 広域行政・産学官連携の推進	産学官連携事業数	政策秘書課	民間企業、大学等と締結した連携協定に基づき実施した事業の件数	事業	91	100
(3) 情報化の推進	行政手続のオンライン化件数	市政情報課	オンライン化された行政手続の累計件数	件	44	75
(4) 市民サービスの向上	窓口対応の総合評価(満足度)	市民課	窓口サービス向上アンケートの総合評価の設問に対し、満足と回答した人 ÷ 全回答者数 × 100	%	84.0	90.0
26 財政運営	財政力指数	財政課	基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額(過去3年平均)	-	0.88	0.88
(1) 健全な財政運営の推進	将来負担比率	財政課	一般会計等が今後返済しなければならない地方債残高等 ÷ 標準財政規模 × 100	%	-	350.0未満
(2) 財源の確保	市税の収納率	収税課	収納額 ÷ 調定額 × 100 (それぞれ現年課税分及び滞納繰越分の合計により算出)	%	97.5	97.6
(3) 公有財産の適正な維持管理	公共施設の面積	財政課	日高市公共施設再編計画に定める公共施設の面積	m ²	128,366.79	10%削減



9. 日高市基本構想の策定に関する条例

平成 26 年 12 月 18 日条例第 27 号

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりの最も基本的な指針となる市の基本構想(以下「基本構想」という。)を策定することにより、市の目指すべき将来都市像等を明らかにし、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(基本構想の策定)

第2条 市長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を策定しなければならない。

2 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市が目指す将来都市像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくりに関する基本的な事項

(議会の議決)

第3条 市長は、基本構想の策定又は変更に当たっては、議会の議決を経なければならない。

(他計画との関係)

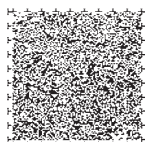
第4条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、基本構想との整合を図るものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



10. 日高市総合計画策定委員会規程

平成 15 年 6 月 10 日訓令第 6 号

改正

平成 19 年 3 月 23 日訓令第 2 号

平成 28 年 3 月 30 日訓令第 5 号

令和元年 6 月 1 日訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 本市の基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、日高市事務組織規則（平成 17 年規則第 31 号）第 13 条の規定に基づき、日高市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画策定に伴う基本的事項を決定すること。
- (2) 総合計画の原案を決定すること。
- (3) その他総合計画策定に際し、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は総合政策部長をもって充てる。

3 委員は、教育長、部長及び部長相当職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があるときは関係職員の出席を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 委員会に、総合計画の策定に係る調査研究及び素案の作成を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

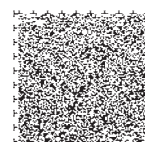
第 7 条 委員会の庶務は、総合政策部政策秘書課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 15 年 6 月 20 日から施行する。



附 則（平成 19 年 3 月 23 日訓令第 2 号）

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合においては、（中略）第 11 条による改正前の日高市総合計画策定委員会規程第 3 条第 3 項（中略）の規定は、なおその効力を有する。（後略）

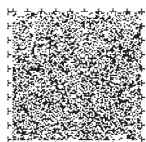
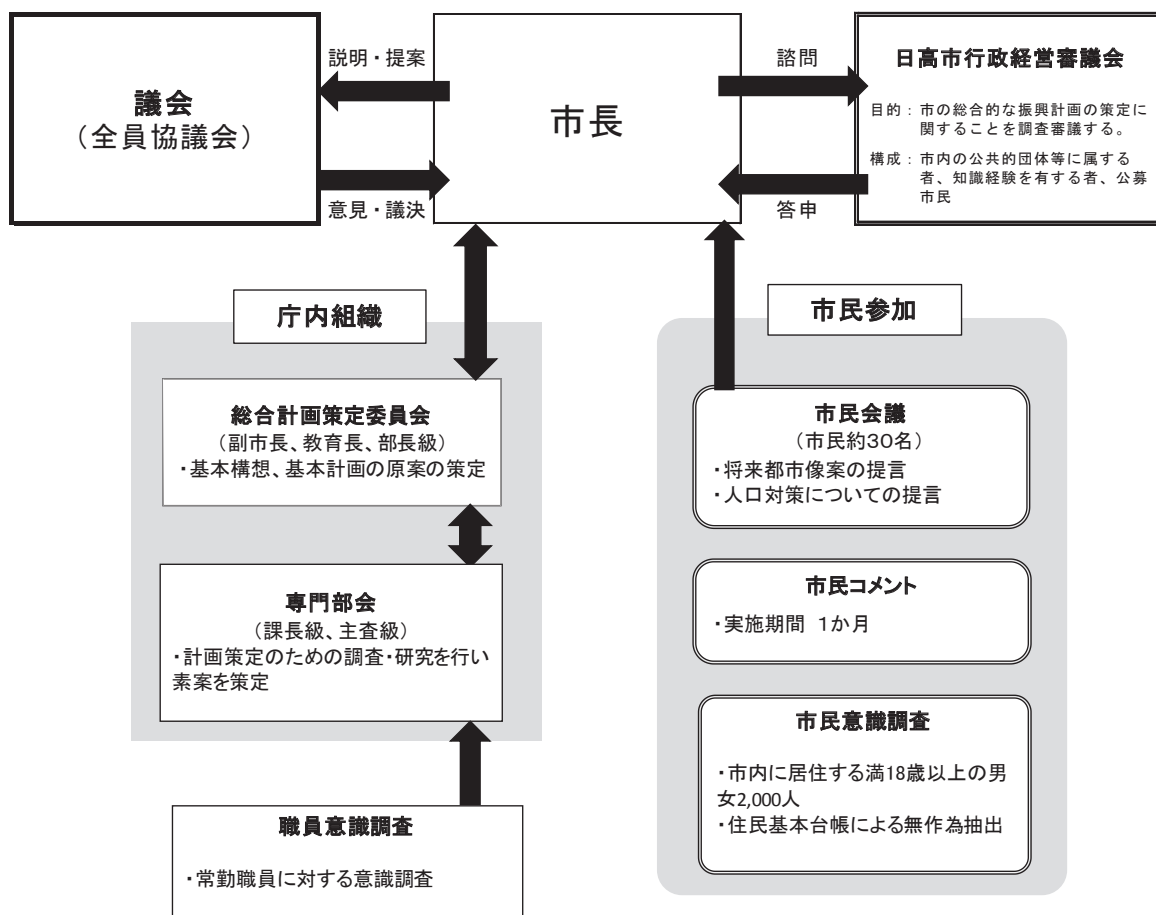
附 則（平成 28 年 3 月 30 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

策定体制図



11. 日高市総合計画策定委員会専門部会規程

令和元年6月12日訓令第2号

(設置)

第1条 日高市総合計画策定委員会規程（平成15年訓令第6号）第6条の規定に基づき、日高市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）に日高市総合計画策定委員会専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）の策定に際し、必要な事項を調査研究すること。
- (2) 総合計画の素案を作成すること。
- (3) 委員会の要請に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会員30人以内をもって組織する。

2 部会員は、職員のうちから市長が任命する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(関係職員の出席等)

第6条 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、部会の事務に成果を得たときは、その内容を委員会に報告するものとする。

2 部会長は、委員会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、部会の事務処理状況について委員会に報告するものとする。

(庶務)

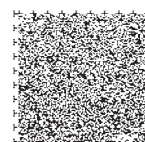
第8条 部会の庶務は、総合政策部政策秘書課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和元年6月12日から施行する。



第6次日高市総合計画

発行日 令和3年(2021年)3月

発 行 日高市

埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

TEL 042-989-2111(代表)

編 集 日高市総合政策部政策秘書課

第6次日高市総合計画は概要版含め1,200冊作成し、
1冊当たりの印刷製本単価は、1,137円です。

